

# ひたちなか市 国土強靱化地域計画

令和8年3月



ひたちなか市



## 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1. 背景と目的 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の推進期間 .....	2
<b>第2章 ひたちなか市の概況と想定するリスク</b> .....	3
1. ひたちなか市の概況.....	3
2. 想定するリスク .....	11
<b>第3章 ひたちなか市における強靱化の基本的な考え方</b> .....	12
1. 計画策定の基本方針.....	12
2. 基本目標.....	14
3. 事前に備えるべき目標.....	15
<b>第4章 脆弱性評価</b> .....	16
1. リスクシナリオと施策分野の設定 .....	16
2. 脆弱性評価結果 .....	18
<b>第5章 強靱化の推進方針</b> .....	51
1. リスクシナリオごとの推進方針 .....	51
2. 施策の重点化 .....	85
<b>第6章 計画の推進と進捗管理</b> .....	86

### 資料編

資料1 目標指標一覧

資料2 事業内容一覧



## 第1章 計画の概要

### 1. 背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後基本計画は、平成30年12月に、頻発する災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映した改定が行われ、令和5年7月には、それまでの取組を踏まえ、国土強靱化の取組の強化を図るため、全面改定を行っています。

茨城県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、その後、茨城県総合計画の改定、基本計画の改定及び令和元年東日本台風など近年の大規模災害における課題等を踏まえて、大規模災害対策のより一層の充実・強化を図るため、令和4年3月に改定を行っています。

本市では、上記基本計画や県地域計画に基づき、大規模自然災害等による致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、令和2年3月に、「ひたちなか市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。その後、台風や局地的豪雨などによる被害の多発、感染症対策を踏まえた災害対応など、災害に対する一層の取組強化が求められる状況となったことから、施策のより効果的な推進を図るために、令和3年2月、第3次総合計画後期基本計画の策定と併せ、本計画の見直しを行い、取組を推進してきました。

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、インフラの老朽化等の危機に打ち勝つためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要であるので、基本計画の全面改定や近年の災害から得られた貴重な教訓、社会経済情勢の変化も踏まえて、第4次総合計画前期基本計画（以下、「総合計画」という。）の策定と併せ、本計画を改定するものです。

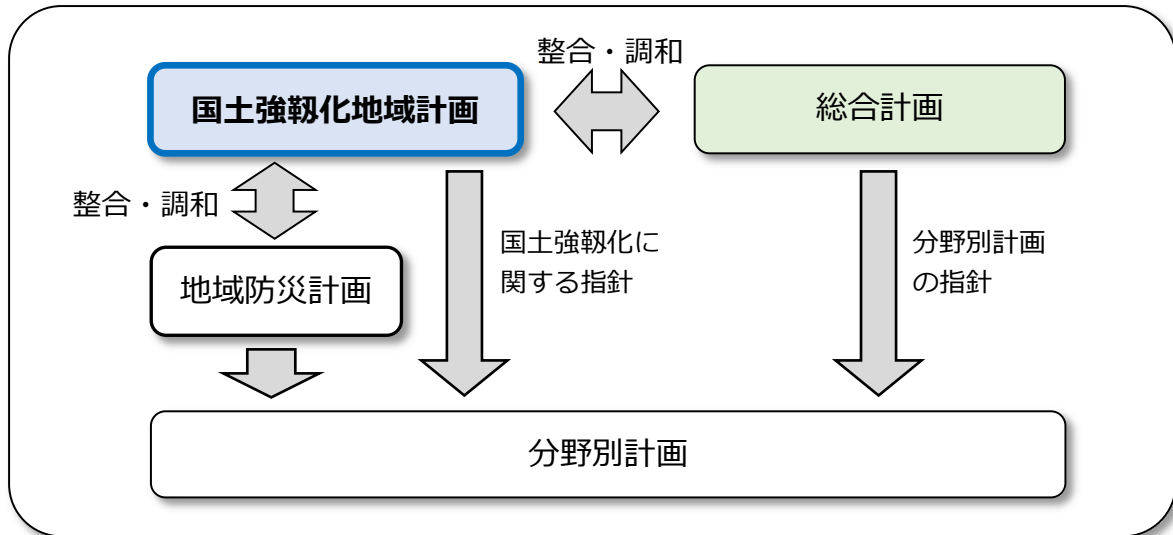
### 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、総合計画との整合・調和を図りながら、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものです。

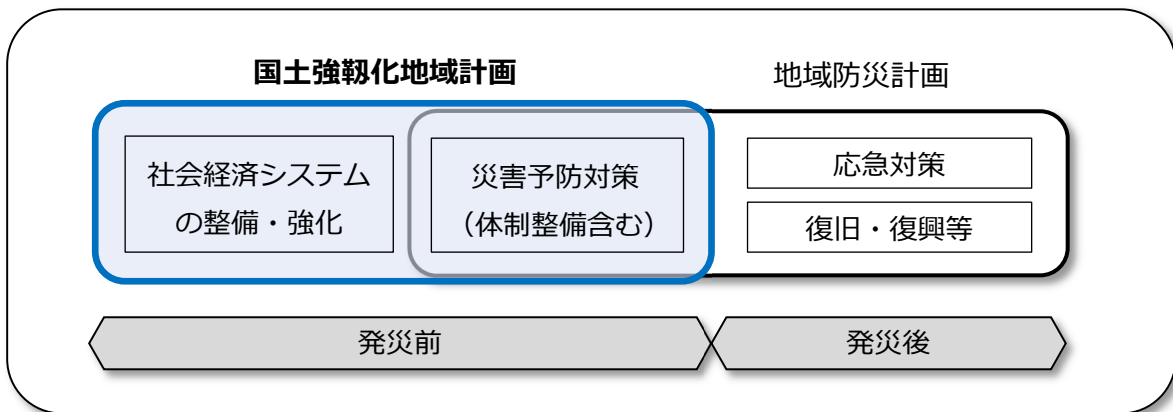
また、本市における防災計画としては、災害対策基本法に基づく「ひたちなか市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）があり、災害対策を実施する上での予防計画や、発災後の応急対

策、復旧・復興等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。両者は互いに密接な関係を持ち、整合・調和を図りつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対策について定めています。

ひたちなか市国土強靱化地域計画の位置付け



国土強靱化地域計画と地域防災計画の内容



### 3. 計画の推進期間

計画内容は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、並行して推進する総合計画の内容と照らし合わせて調整することとします。

本計画の推進期間は、**令和8(2026)年度から令和12(2030)年度**までとします。

## 第2章 ひたちなか市の概況と想定するリスク

### 1. ひたちなか市の概況

#### (1) 位置・地形

ひたちなか市は、東京から約 110 km の距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 km、南北約 11 km で 101.02 km<sup>2</sup> の面積を有しています。

西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで水戸市と大洗町に接し、東は太平洋に面して約 13 km の海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7m 前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔 30m 前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。



#### (2) 地質

本市の大部分は、海拔 30m 前後の北西から南東に極めて緩やかに傾斜する起伏の少ない平坦な台地で、成田層群より形成され、表層に黄褐色ロームが 1~2m 載り、その下に砂礫層が推積しています。礫は、直径 0.5~10 cm の円礫で砂層はラミナが良く発達しています。一般には、基盤の第三紀シルト岩までの深さは、ほぼ 18m 位で均一ですが、国営ひたち海浜公園付近では、深さ約 25m まで砂礫層が認められます。

台地における地質は、軽しろう高燥な火山灰で酸度の強い洪積層ですが、那珂川沿岸には沖積層砂壤土が見受けられます。また、海岸面には、中生代及び新生代の地層が露出しています。

#### (3) 気象

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、年間平均気温は 16 度、最高気温は 37 度前後、最低気温はマイナス 10 度を下回ることはありません。降水量は月平均で 100mm 前後、降雪は数えるほどです。また、風向は春から秋にかけては北東風が、冬は北西風が最も多く、平均風速は毎秒 2.0m 程度となっています。

表 2.1 令和2年～令和6年のひたちなか市気象概況

区分	最高気温	最低気温	平均気温	最多風向	平均風速	風速10m以上	降水量
単位	℃	℃	℃		m/s	日	mm
令和2年	37.5	-6.0	14.8	北東	1.9	134	1,321.5
令和3年	37.8	-6.2	15.0	北東	1.8	128	1,539.0
令和4年	36.7	-5.2	14.9	北東	1.9	144	1,125.0
令和5年	37.6	-6.1	16.3	北北西	1.6	113	1,525.5
令和6年	37.4	-3.6	16.4	北北西	1.6	114	1,404.5

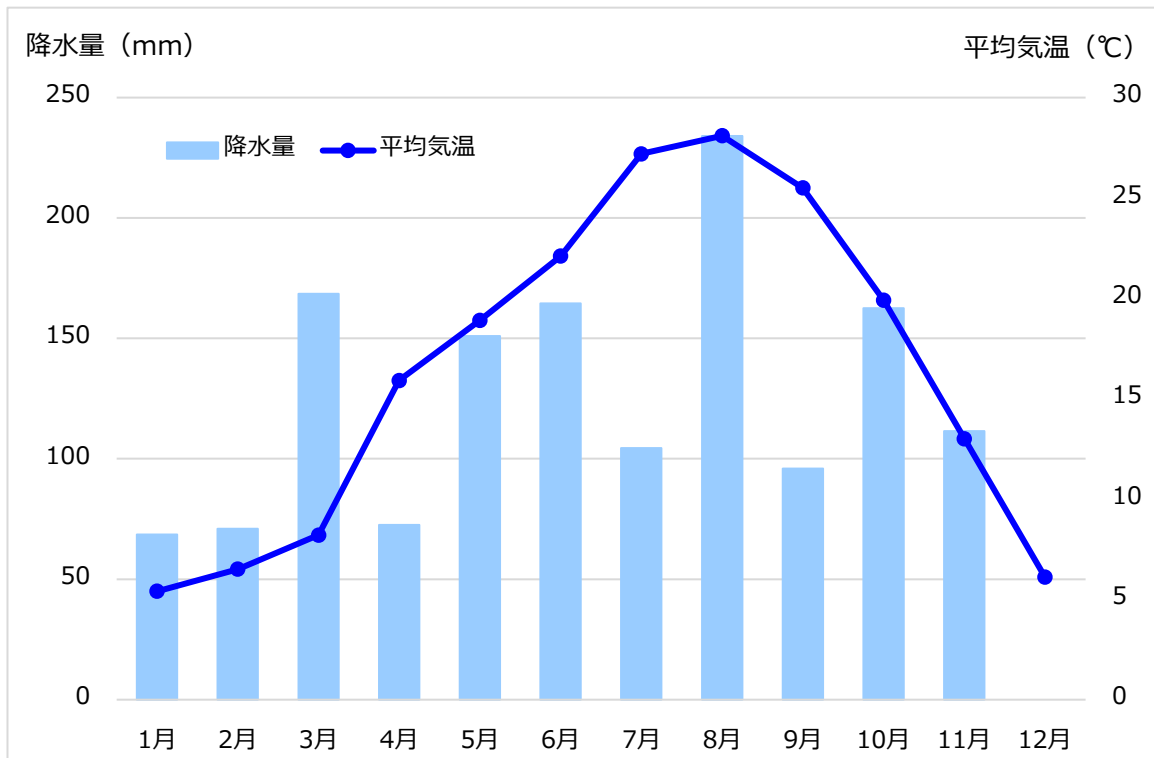


図 2.1 ひたちなか市における令和6年の降水量及び気温

#### (4) 人口

令和7年10月1日現在の人口は152,136人（常住人口）で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下4番目の規模の都市です。

人口構成比率では、平成27年と令和7年の4月を比較すると、年少人口（0歳～14歳）では、2.8%の減に対し、老年人口（65歳以上）では、3.7%増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。

自然動態においては、出生数が年々低下するとともに、死亡数は増加傾向にあることから、総人口は今後、減少し、老年人口割合も高まっていくと見込まれています。長期的な将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を用いた推計によると、令和22年（2040年）に14万2千人となり、令和42年（2060年）の人口は11万9千人と減少する見込みとなっています。

す。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの平均人員は、今後も減少傾向が続くと想定され、核家族化の進展や高齢者などのひとり暮らしの増加が続いていくと考えられます。

人口集中地区人口は、平成22年と令和2年で比較すると、人口では、11,681人増加し、面積では、3.6km<sup>2</sup>増加しています。

令和2年度における昼間人口と夜間人口の割合は、夜間人口が2.5%多くなっています。

外国人登録人口は、令和2年の1,798人に対して令和6年は2,616人であり、818人増加しております。

産業別職業人口比率では、平成22年と令和2年とで比較して、第1次産業が2.5%から2.2%に、第2次産業が30.0%から30.5%に、第3次産業が63.9%から65.6%に変化しており、第3次産業へ移行している状況にあります。

## (5) 産業

勝田地域では、電機、機械、精密機器、紙製品などの製造業を、那珂湊地域は漁業や水産加工などの水産業を基幹産業として発展してきました。これらの既存産業に加え、高速道路や港湾と近接し、多くの企業が立地するひたちなか地区の常陸那珂工業団地では、半導体や次世代自動車などの先端産業の誘致に向け、茨城県による工業団地拡張地区の整備が進められており、今後も県内有数の産業拠点として発展していくことが期待されています。

また、市内には那珂湊漁港と磯崎漁港の2つの漁港があり、多種多様な漁法による漁業が年間を通して営まれる、近海沿岸漁業の基地となっています。農業では、ほしいものが特産品となっており、日本一の生産量を誇っています。商業面では、広域的な商圈を有する大型商業施設と地元の小規模店舗や個人商店が市民の暮らしを支えています。このほか、観光面では、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの観光施設にインバウンドを含む多くの観光客が訪れ、令和5年及び6年には茨城県内で観光入込客数1位を記録するなど、茨城県を代表する観光地となっています。

## (6) 交通・物流

### ①鉄道

JR常磐線が市内を縦断し、JR常磐線勝田駅からは上野駅、東京駅、品川駅まで乗り換えなしで行ける環境が整っており、東京駅までは約80分でアクセス可能です。また、平成20年4月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅から那珂湊駅を経由して、阿字ヶ浦駅までを結んでいます。

### ②バス

市域には、茨城交通株式会社が主要幹線道路を運行しているほか、コミュニティバスの「スマイルあおぞらバス」が平成18年度より運行しています。

### ③道路

北関東自動車道や常陸那珂有料道路をはじめとした広域幹線道路網に加えて、都市間を結ぶ主要

幹線道路として、国道6号、国道245号が機能しています。また、主要地方道那珂湊那珂線と瓜連馬渡線が那珂市と、水戸勝田那珂湊線が水戸市と接続しています。

④港湾

1,182haに及ぶひたちなか地区の中核施設である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」の中央ふ頭は平成18年に一部供用開始されて以降、着々と整備が進み、完成自動車や建設機械の輸出拠点として取扱貨物量が堅調に推移しています。さらに令和12年度の完成に向けて水深14m岸壁の整備が進められるなど、北関東の物流の拠点として一層の発展が期待されています。

(7) 災害

本市の災害の記録を顧みると、主に地震・津波災害と風水害に大別されます。中でも平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震度6弱の揺れと約4mの津波によって、住宅や店舗、道路や上下水道、交通機関などに甚大な被害が発生しました。(表2.2参照)。

また、今後想定される地震被害としては、「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成30年12月)によると、ひたちなか市で最大震度6強が想定され、地震動による影響が特に大きいと考えられる「太平洋プレート内の地震(北部)」(モーメントマグニチュード7.5)や、津波による甚大な影響が考えられる「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」(モーメントマグニチュード8.4)が想定されています(表2.3参照)。

風水害については、近年、全国的にも大きな被害となる台風等の発生頻度が多くなる傾向にあり、ひたちなか市においても令和元年東日本台風(台風19号)では、家屋156棟(住家111棟、非住家45棟)が半壊するなど、多くの被害が発生しました。

なお、今後想定される最大規模の洪水の浸水区域については図2.2に、津波の浸水区域については図2.3にそれぞれ示します。

表2.2 東日本大震災による被害

発生日	平成23年3月11日
地震規模	マグニチュード9.0
市内最大震度	震度6弱
推定津波高さ	3.8m(ひたちなか市和田町)
人的被害	死者2人, 行方不明者0人, 負傷者28人
住家被害	全壊86棟, 大規模半壊125棟, 半壊676, 一部損壊6,095棟
電力	発災後: 市内全域停電 → 3月14日全域復旧
水道	発災後: 市内全域断水 → 3月24日全面復旧
最大避難者数	9,539人(3月12日)

(「3・11東日本大震災ひたちなか市の記録」に基づく)

表 2.3 ひたちなか市に影響が大きいと考えられる地震による被害想定数量

算定項目		太平洋プレート内の地震（北部）			茨城県沖から房総半島沖にかけての地震			
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
建物被害	全壊（棟）	揺れ	83	83	83	10	10	10
		液状化	10	10	10	7	7	7
		津波	-	-	-	1,471	1,471	1,471
		火災焼失	5	5	203	3	3	3
	合計	99	99	297	1,491	1,491	1,491	
	半壊（棟）	揺れ	1,473	1,473	1,473	281	281	281
		液状化	92	92	92	67	67	67
		津波	-	-	-	1,433	1,433	1,433
合計		1,565	1,565	1,565	1,781	1,781	1,781	
人的被害	死者（人）	建物倒壊	5	3	4	1	*	1
		津波	-	-	-	*	*	*
		火災	*	*	*	*	*	*
		ブロック塀等	*	*	*	*	*	*
		合計	5	3	5	1	1	1
	負傷者（人） （ ）内は重傷者数 内数	建物倒壊	204 (13)	107 (10)	141 ( 9)	42 ( 7)	32 ( 5)	31 ( 5)
		津波	-	-	-	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
		火災	1 ( *)	* ( *)	11 ( 3)	* ( *)	* ( *)	1 ( *)
		ブロック塀等	* ( *)	2 ( 1)	8 ( 3)	* ( *)	1 ( *)	3 ( 1)
	合計	205 (13)	109 (10)	160 (16)	42 ( 7)	33 ( 6)	34 ( 6)	
	避難者（人）	被災当日	7,793	7,793	8,223	13,367	13,367	13,367
		被災 1 週間後	6,614	6,614	7,048	6,449	6,449	6,449
		被災 1 ヶ月後	2,625	2,625	3,071	6,605	6,605	6,605
ライフライン施設等	電力（停電軒数） （ ）内は率	被災直後	90,227 (92%)			83,665 (85%)		
		被災 1 日後	76,953 (78%)			42,581 (43%)		
		被災 3 日後	38,387 (39%)			333 ( *%)		
		被災 1 週間後	0 ( - )			0 ( - )		
	上水道（断水人口） （ ）内は率	被災直後	142,749 (94%)			131,862 (87%)		
		被災 1 日後	127,667 (84%)			75,983 (50%)		
		被災 1 週間後	23,812 (16%)			10,375 ( 7%)		
		被災 1 ヶ月後	2,162 ( 1%)			3,060 ( 2%)		
	下水道（機能支障人口） （ ）内は率	被災直後	89,188 (92%)			82,939 (85%)		
		被災 1 日後	76,207 (78%)			43,230 (44%)		
		被災 1 週間後	786 ( 1%)			2,070 ( 2%)		
		被災 1 ヶ月後	171 ( *%)			2,069 ( 2%)		
	通信被害（固定電話不通回線数） （ ）内は率	被災直後	22,486 (92%)			20,920 (85%)		
		被災 1 日後	19,116 (78%)			10,898 (44%)		
		被災 4 日後	4,898 (20%)			592 ( 2%)		
		被災 1 週間後	* ( *%)			511 ( 2%)		
災害廃棄物及び津波堆積物（トン）	災害廃棄物	62,800			193,631			
	津波堆積物	-			104,626			

※集計結果の切り上げ処理等により表中の数量は合計が合わない場合がある。

\*：わずかであることを示す。

（「茨城県地震被害想定調査報告書（H30.12）」に基づく）

表 2.4 主な風水害被害（昭和 61 年以降）

発生年月日 台風名	市内の被害
昭和 61 年 8 月 5 日 台風 10 号	住家半壊 2 戸, 床上浸水 582 戸, 床下浸水 283 戸, 畑冠水 979.7ha
平成 10 年 8 月 27 日～30 日 台風 4 号	床上浸水 71 戸, 床下浸水 104 戸等
平成 11 年 7 月 14 日 大雨	床下浸水 104 戸, 1,400 トンの海岸漂着ごみ処理による多額の被害
平成 14 年 10 月 1 日 台風 21 号	住家半壊 2 戸, 一部損壊 19 戸, 船舶 5 隻, 倒木 52 本, 小学校の体育館が吹き飛ばす等
平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号	負傷者 1 名, 床下浸水 3 戸, 通行止め 14 箇所, 倒木 32 箇所
平成 16 年 10 月 20 日～21 日 台風 23 号	道路陥没 8 箇所, 床下浸水 22 戸, 道路通行止め 16 箇所, 停電 769 件
平成 17 年 8 月 25 日 台風 11 号	床下浸水 6 戸, 道路通行止め 7 箇所, 倒木 1 箇所
平成 18 年 9 月 5 日 台風 12 号	阿字ヶ浦地区及び磯崎地区の一部（50 世帯）に避難勧告発令
平成 19 年 9 月 6 日～7 日 台風 9 号	倒木 24 本, 木製塀一部倒壊等
平成 23 年 9 月 21 日～22 日 台風 15 号	那珂川沿岸, 那珂川河口地域に対し避難指示, 床下浸水 1 戸等
平成 25 年 10 月 15 日～16 日 台風 26 号	負傷者 2 名, 高潮・冠水等による道路通行止め 13 路線, 強風による住宅被害 24 件, 倒木 122 本等
平成 27 年 9 月 9 日～10 日 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	大雨特別警報発令, 那珂川沿岸地域に避難勧告発令
平成 28 年 8 月 23 日 大雨	床上浸水 154 棟, 床下浸水 10 棟, 累加総雨量 141mm
平成 29 年 10 月 22 日～23 日 台風 21 号	土砂災害警戒区域に避難準備情報発令（33 地区, 534 世帯）, 累加総雨量 127mm, 児童関連施設の屋根破損, 看板柱折れ曲がり, 倒木 20 箇所以上（公園, 学校）
令和元年 9 月 26 日 令和元年房総半島台風（台風 15 号）	負傷者 1 名, 倒木 83 件, 道路冠水による通行止め 4 路線, 停電約 400 軒等
令和元年 10 月 11 日～13 日 東日本台風（台風 19 号）	海岸部に警戒レベル 4 避難勧告, 那珂川沿岸に警戒レベル 5 災害発生情報を発令, 住家の半壊 81 棟, 一部損壊 75 棟, 床下浸水 219 棟, 累加総雨量 104mm等
令和 5 年 6 月 2 日～3 日 台風 2 号	道路・河川・施設等で計 26 件の被害, 冠水による道路通行止め 9 路線, 累加雨量 202mm
令和 5 年 9 月 8 日 台風 13 号	負傷者 1 名, 床上浸水 4 棟, 床下浸水 71 棟, 道路・河川・施設等で計 43 件の被害, 冠水等による道路通行止め 15 路線, 累加雨量 188mm

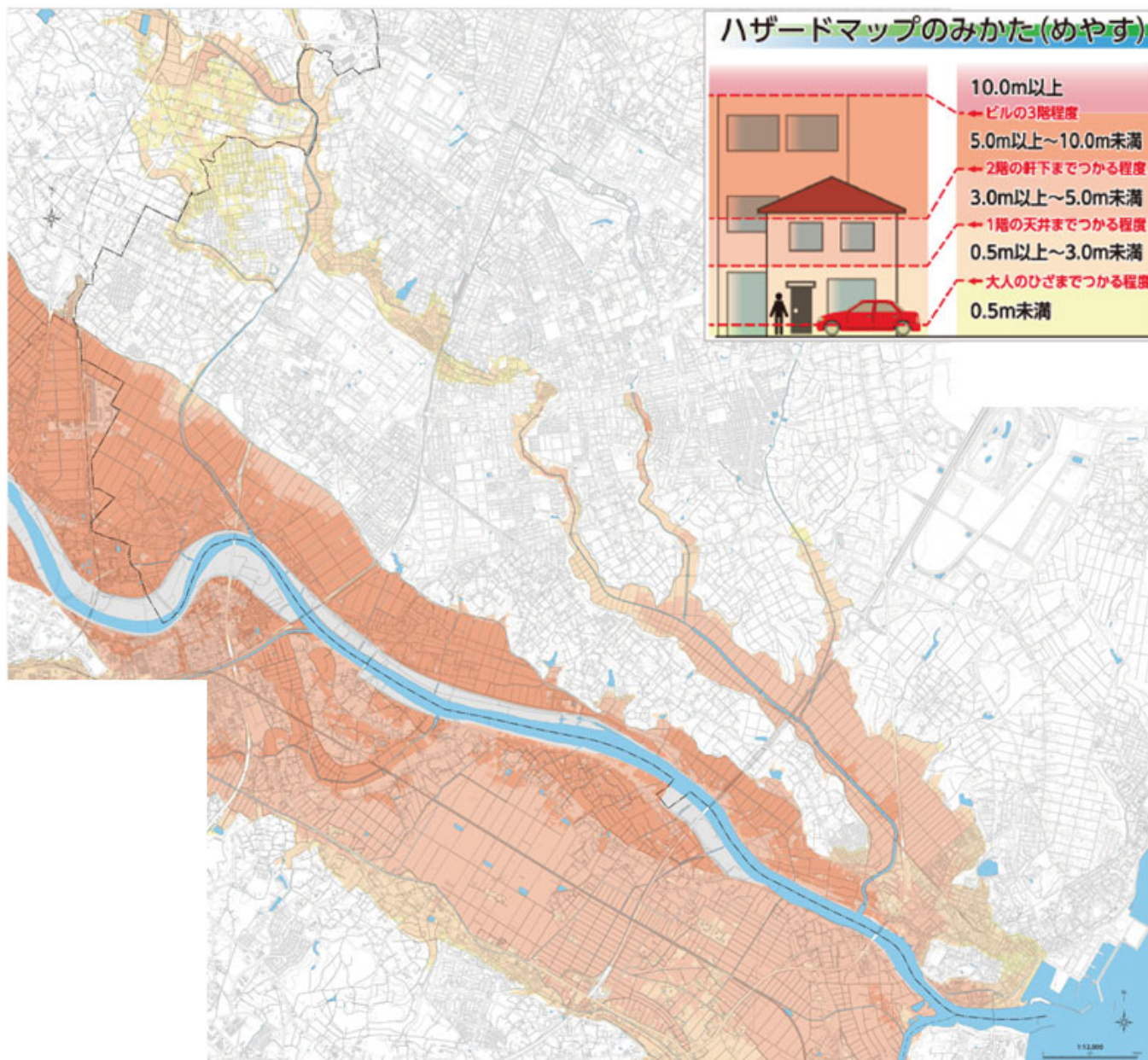


図 2.2 市域の洪水浸水予想範囲（「ひたちなか市洪水ハザードマップ（抜粋）」による）

※1) 洪水浸水予測範囲：国及び県が公表した想定最大規模降雨による那珂川及び県管理中小河川（中丸川・本郷川・大川、境川・内川・前田川・早戸川・大井川）の浸水想定区域

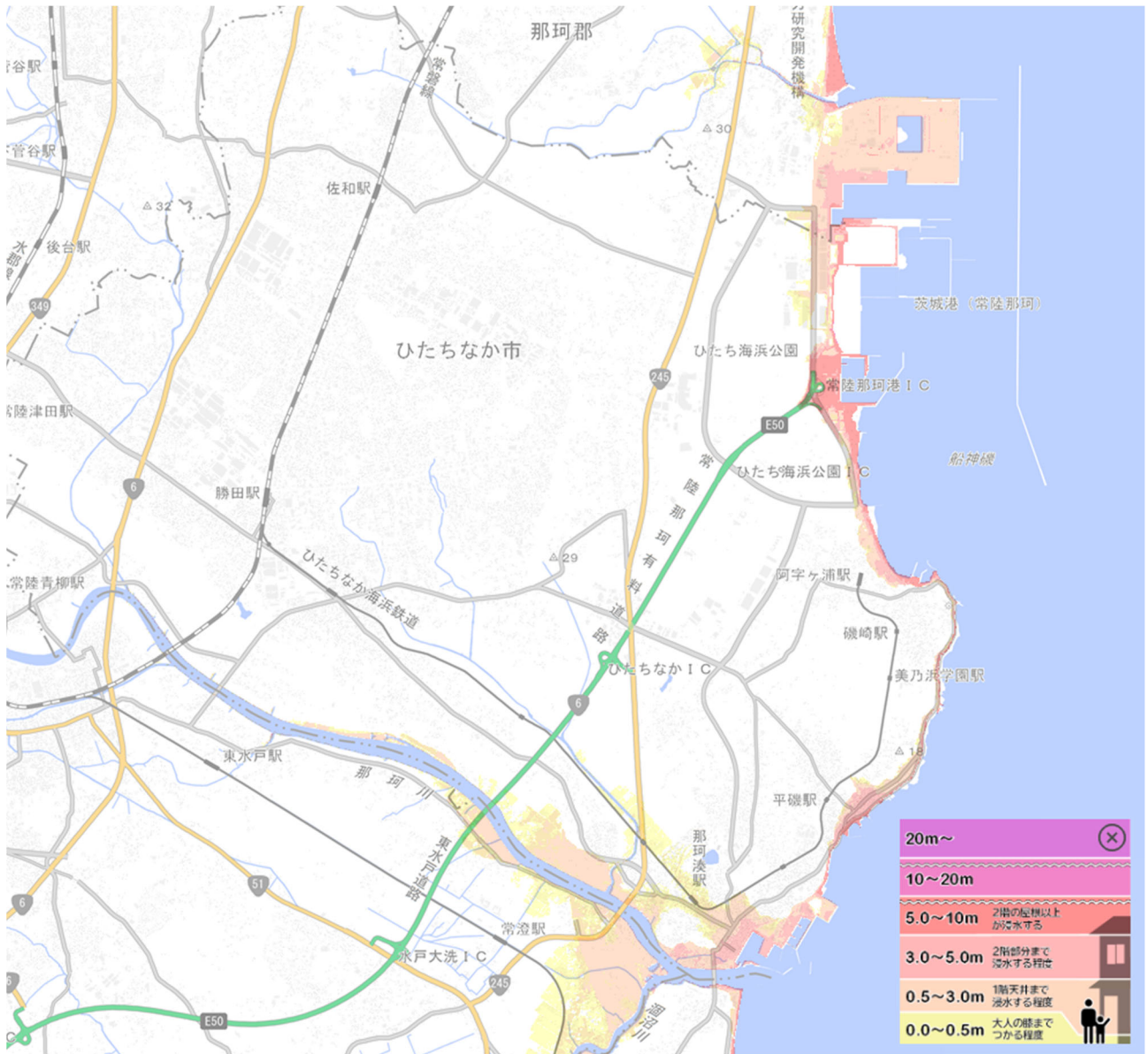


図 2.3 市域の津波浸水予想範囲（「国土交通省：重ねるハザードマップ」による）

※2) 津波浸水予測範囲：茨城沿岸津波対策検討委員会による最大クラスの津波による浸水区域

## 2. 想定するリスク

本計画で対象とするリスク（災害等）は、既往被害や想定される被害を踏まえつつ、「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」（以下「ガイドライン」という。）で示されている大規模自然災害を基本とし、県地域計画や地域防災計画等を参考として、以下の災害リスクを想定します。なお、大規模な地震災害と水害が同じタイミングで発生することや、感染症の流行と水害等の大規模自然災害が同時に発生するなどの複合災害も想定することとします。

災害の種類	想定する災害・規模等
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地震被害想定調査報告書に基づくひたちなか市に影響の大きな地震（太平洋プレート内の地震(北部), モーメントマグニチュード7.5, 最大震度6強 等)</li> </ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地震被害想定調査報告書に基づく「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」等</li> </ul>
台風・竜巻・豪雨などの風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の降雨による那珂川等の河川氾濫, 洪水や内水による大規模浸水</li> <li>スーパー台風や高潮, ゲリラ豪雨, 土砂災害等</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震等による急傾斜地崩壊等</li> </ul>
複合災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生前後の豪雨, 台風等による洪水等による被害の拡大</li> <li>感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し, 避難先の避難所等で感染症の拡大</li> </ul>

## 第3章 ひたちなか市における国土強靱化の基本的な考え方

### 1. 計画策定の基本方針

国土強靱化は、基本計画やガイドラインに示されるように、地域のリスク・脆弱性に対して、短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組の実施、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な取組の推進、自助・共助・公助の適切な組み合わせによる連携・役割分担の明確化等の基本的な方針に基づいて取組を推進するものです。

県地域計画との整合性を踏まえ、基本方針を以下に示します。

#### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会システムの形成  
人口や経済活動、社会機能などにおいて、市や地域の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- 関係団体との連携体制の構築  
国・県、近隣市町村、学校、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、相互に連携して強靱化に取り組む体制を構築します。
- インフラの老朽化への対応  
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していきます。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上  
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図ります。

#### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

##### ア 多層的な取組

- 複合的・長期的な視点による施策の推進  
施策の推進にあたっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組みます。

- 平時からの有効活用  
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫します。
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組  
想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めます。

#### イ 各主体の連携

- 広域連携体制の構築  
広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努めます。
- 民間投資の活用  
民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化します。

#### ウ 人づくり

- 防災人材の育成と確保  
地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図ります。

#### エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（P D C Aサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進します。

### (3) SDGs（持続可能な開発目標）に係る事項

SDGsがめざす、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要です。特に、ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」は、本計画との親和性が高く、本計画の取組においても、SDGsの目標を意識しながら、取組を推進します。

### SDGs (Sustainable Development Goals) とは

2015年9月の国連サミットで、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、2030年までの「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17のゴール (目標) と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2. 基本目標

本市の強靱化を推進するため、基本目標を以下のとおり設定します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 3. 事前に備えるべき目標

---

4つの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標を以下のとおりとします。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 経済活動の機能維持
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧
- ⑥ 迅速な復旧・復興

## 第4章 脆弱性評価

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するために、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び施策分野を設定し、現状の取組における脆弱性について評価しました。

### 1. リスクシナリオと施策分野の設定

#### （1）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標を達成するうえで、本市で想定される災害リスクに起因して発生することが懸念される回避すべき事態として、基本計画及び県地域計画と調和が保たれるように、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を次ページ表 4.1 のように設定します。

#### （2）施策分野

基本計画の 18 の施策分野や県地域計画の 12 の施策分野を参考として、本市の施策分野を以下の設定とします。

個別施策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政機能・消防等・情報通信</li> <li>② 住宅・都市</li> <li>③ 健康・福祉</li> <li>④ 産業・農水産・環境</li> <li>⑤ 交通・物流・国土保全</li> </ul>
横断的分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ リスクコミュニケーション</li> <li>⑦ 防災教育・人材育成</li> <li>⑧ 老朽化対策</li> <li>⑨ デジタル活用</li> </ul>

表 4.1 ひたちなか市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	不特定多数が集まる施設等における大規模火災や大規模延焼火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-5	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-6	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-7	大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大
2	救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止	2-1	救助・救急、医療活動の長期停滞、停止
		2-2	劣悪な避難生活環境、避難者の健康・心理状態の悪化、感染症の拡大
		2-3	食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
		2-4	大規模な帰宅困難者の発生
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生によるクラスター発生・感染拡大
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	防災体制の不備による行政の災害対応力の不足
4	経済活動の機能維持	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧	5-1	災害時の情報サービスの機能停止や、情報伝達の不備による避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	情報不足による二次災害の発生・拡大
		5-3	電気・ガス・燃料などの長期供給停止
		5-4	上下水道施設の長期間の機能停止
		5-5	地域交通ネットワークの分断
6	迅速な復旧・復興	6-1	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-5	風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

## 2. 脆弱性評価結果

脆弱性の評価は、設定したリスクシナリオの回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する本市の既往の取組について、その進捗状況等を整理・分析し、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本市の実情などの観点も踏まえて実施しました。

以下に、事前に備えるべき目標のリスクシナリオごとに脆弱性の評価結果及び現状指標値を示します。

### 目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-7, 3-2, 5-1, 5-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会をはじめとした関係機関と連携した、市民参加型の総合防災訓練を実施し、地域防災力の維持・強化のため、さらなる連携を図る必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）	
地域防災の取組への支援 【再掲 6-4】	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の自主防災会において、地域の実情に即した防災の取組が進められています。今後、構成員の高齢化が進むとともに災害が激甚・多発化する中で、地域の共助体制を見直すほか、防災リーダーの育成等、地域防災力の更なる強化が求められています。</li> <li>・災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録や支援のマッチングを行うことにより、ボランティアの派遣体制を構築しています。また、被災者の生活支援に的確に寄与するため、平時から、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等が構成員となる「災害ボランティアネットワーク連絡会」等の活動を通じ、研修や情報交換を行う必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 防災士登録者数：262人（R7）	

防災意識の啓発 【再掲 1-4, 1-5, 1-6】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域への各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 自主防災会の訓練実施率：100%（R7）	

防火防災訓練の支援	
総合計画 I-5-1	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防火防災意識を高め、住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図る必要があります。</li> </ul>	

地域福祉意識の醸成	
総合計画Ⅲ-1-1	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉についての意見交換を行う地域福祉座談会を開催し、地域福祉についての理解を深めています。引き続き、市民（地域）自らが必要と考えるテーマについて話し合う機会を作り、地域福祉について意識の醸成を図る必要があります。</li> </ul>	

## 1-2 住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅、建築物の耐震化	
総合計画 I-1-6	建築指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性が不足している住宅及び特定建築物について、災害時の安全性を確保するため、所有者の意識啓発を図り、耐震化を促進する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 住宅の耐震化率：89.2%（R7）	

安全な避難路の確保 【再掲 2-1, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路整備課, 建築指導課, 公園緑地課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため、避難路等に面する倒壊の危険性があるブロック塀等について、補強や撤去など適法に維持するよう啓発を図る必要があります。</li> <li>・大規模災害時には、避難路の寸断により避難や物資輸送が困難になることが想定されるため、複数の避難路を確保する必要があります。</li> </ul>	
避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-3】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に一時的な避難場所等としても利用できる身近な公園の整備を進めていく必要があります。</li> <li>・公園施設の倒壊等や樹木・雑草の繁茂等により、災害発生時に一時的な避難場所等としての活用に支障が生ずる可能性があるため、平時から適切に管理する必要があります。</li> <li>・親水性中央公園について、河川区域を公園として利用していることから、あらゆる自然災害に対し利用者の安全確保を図っていく必要があります。</li> </ul>	
公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化が完了していない施設について耐震補強等を実施する必要があります。避難所に指定されている場合、状況に応じて避難所の指定を見直す必要があります。</li> <li>・高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修、大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、ブロック塀等の改修の対策を講じる必要があります。</li> </ul>	
公共施設等の長寿命化対策 【再掲 3-1】	
総合計画 V-3-1	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長期に整備された公共施設や生活インフラなどの老朽化が進んでいるため、各施設の安全性を確保するとともに、市民サービスの低下を最小限にとどめるためにも、一斉更新時期を目前に控えたこの時期に公共施設マネジメントに取り組む必要があります。</li> </ul>	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 2-1, 4-1, 5-5】	
総合計画 V-5-1	道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて，避難路や緊急車両の交通確保，ライフライン機能を維持するため，交通ネットワークを強化する必要があります。</li> <li>・道路施設については，予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため，道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>	
<p>▶指標（現状）      都市計画道路の整備率：93.0%（R7）</p> <p>                         橋梁の補修率：6.8%（R7）</p>	

空き家の発生抑制及び解消 【再掲 5-5】	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており，災害時においては，特に適正な管理がされていない空き家の倒壊や建築材の飛散等により，市民の生命や財産への被害，避難路の寸断など，周囲に悪影響を及ぼすことが想定されることから，空き家の所有者等に対する適正管理に関する意識の啓発や指導等を行う必要があります。</li> </ul>	

市営住宅の適正な維持管理	
総合計画 V-11-1	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅は昭和 30～40 年代に建設されたものが多いため，計画的な改修による老朽化対策を進め，長寿命化を図るほか，高齢者世帯や若年層が安心して暮らせる住宅を整備する必要があります。</li> <li>・耐用年数を経過し，かつ耐震補強が困難な市営住宅については，用途を廃止し，解体を進めていく必要があります。</li> </ul>	

### 1-3 不特定多数が集まる施設等における大規模火災や大規模延焼火災の発生による多数の死傷者の発生

消防体制の強化	
総合計画 I -5-1	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害に対し、効果的な出動体制づくりを推進し、消防施設や消防車両、資機材の充実に努めるとともに、救助技術の高度化を図り、これらを適切に管理・運用し、災害活動拠点としての機能を確保する必要があります。</li> <li>・消防指令システムを多様な通報手段や ICT の進展に対応させながら、きめ細やかで迅速、効果的な出動体制の充実に努める必要があります。</li> <li>・消防団は、市内各地区に全 29 個分団が配置され、火災・災害の出動や、防火訓練、巡回広報など地域防災の要として活動しています。また、加えて、女性団員で構成される 1 個分団が、広報活動や一人暮らし高齢者宅への防火訪問、幼稚園等を訪問しての花火指導などで活躍していますが、なり手不足と高齢化が深刻な課題となっています。</li> <li>・建築物の大規模化、高層化、用途や管理形態の多様化が進んでいます。特に、事業所の防火管理体制を強化するため、適切な指導や違反是正による防火安全対策を推進する必要があります。</li> <li>・火災予防広報を通じて、各家庭や地域単位で防火意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 火災による死者：1 人（R7）	

避難訓練実施の促進	
総合計画 I -1-6	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模店舗等の大規模な集客施設においては、多くの人命を保護するため、事故・災害等の発生の予防に努めるとともに、定期的な避難訓練等を実施するなど、事前からの取組が必要です。</li> </ul>	

防災空間の確保	
総合計画 V-5-1	建築指導課, 道路整備課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災を抑制するため、消防車両が進入できない道路幅員の狭い市街地などは、消防活動困難区域の解消や延焼遮断空間の確保が必要です。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-2】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に一時的な避難場所等としても利用できる身近な公園の整備を進めていく必要があります。</li> <li>・公園施設の倒壊等や樹木・雑草の繁茂等により、災害発生時に一時的な避難場所等としての活用に支障が生ずる可能性があるため、平時から適切に管理する必要があります。</li> <li>・親水性中央公園について、河川区域を公園として利用していることから、あらゆる自然災害に対し利用者の安全確保を図っていく必要があります。</li> </ul>	

#### 1-4 大規模津波による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-5, 1-6】	
総合計画 I-1-3	生活安全課，高齢福祉課，障害福祉課，介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自治会、民生委員、地域住民等の協力の下、地域ぐるみの支援体制づくりに努めています。高齢化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定されますが、避難行動要支援者を支援する地域支援者が高齢者となっているケースが見受けられ、登録基準の見直しや支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> <li>・要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の実施が義務化されたことに伴い、洪水、土砂災害等時の避難確保計画を作成することにより、避難体制の強化をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	要配慮者利用施設の避難確保計画策定率：66.7%（R7）

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-5, 1-6】	
総合計画 I-1-6	生活安全課，市民活動課，指導課，河川課，都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域への各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	自主防災会の訓練実施率：100%（R7）

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-5, 1-6, 1-7】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な都市化の進展，昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため，雨水幹線，調整池，貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため，那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）

## 1-5 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4, 1-6】	
総合計画 I -1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自治会、民生委員、地域住民等の協力の下、地域ぐるみの支援体制づくりに努めています。高齢化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定されますが、避難行動要支援者を支援する地域支援者が高齢者となっているケースが見受けられ、登録基準の見直しや支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> <li>・要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の実施が義務化されたことに伴い、洪水、土砂災害等時の避難確保計画を作成することにより、避難体制の強化をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率：66.7%（R7）	
防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4, 1-6】	
総合計画 I -1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域への各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 自主防災会の訓練実施率：100%（R7）	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-6, 1-7】	
総合計画 I -3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な都市化の進展、昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため、雨水幹線、調整池、貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため、那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）	

1-6 土砂災害等による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4, 1-5】	
総合計画 I-1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自治会、民生委員、地域住民等の協力の下、地域ぐるみの支援体制づくりに努めています。高齢化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定されますが、避難行動要支援者を支援する地域支援者が高齢者となっているケースが見受けられ、登録基準の見直しや支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> <li>・要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の実施が義務化されたことに伴い、洪水、土砂災害等時の避難確保計画を作成することにより、避難体制の強化をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率：66.7%（R7）	
防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4, 1-5】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域への各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>・東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>・学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 自主防災会の訓練実施率：100%（R7）	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-5, 1-7】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な都市化の進展、昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため、雨水幹線、調整池、貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため、那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）	

## 1-7 大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 5-1, 5-2】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会をはじめとした関係機関と連携した、市民参加型の総合防災訓練を実施し、地域防災力の維持・強化のため、さらなる連携を図る必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：7,000 人（R7）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 5-1, 6-3】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新する必要があります。</li> </ul>	
河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-5, 1-6】	
総合計画 I -3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な都市化の進展，昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため，雨水幹線，調整池，貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進する必要があります。</li> <li>・台風などによる大規模な水害や津波・高潮による被害を防止するため，那珂川の築堤や沿岸部の高潮対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）	

## 目標 2. 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による，関連死の最大限防止

### 2-1 救助・救急，医療活動の長期停滞，停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-2, 2-3, 3-1, 3-2, 6-1】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応等について，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか，連携中枢都市圏事業等を通じ，近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時，市単独の対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	
安全な避難路の確保 【再掲 1-2, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路整備課，建築指導課，公園緑地課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため，避難路等に面する倒壊の危険性があるブロック塀等について，補強や撤去など適法に維持するよう啓発を図る必要があります。</li> <li>・大規模災害時には，避難路の寸断により避難や物資輸送が困難になることが想定されるため，複数の避難路を確保する必要があります。</li> </ul>	
救助隊の充実	
総合計画 I-5-2	広域消防本部，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気候変動の影響により，発生頻度が増大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図る必要があります。</li> <li>・車両及び資器材は，災害時に迅速かつ効率的な救助活動を図るため，計画的に更新する必要があります。</li> <li>・災害発生時，広域消防本部単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図っておく必要があります。</li> <li>・大規模災害時における常備消防力の不足を補うため，消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努める必要があります。</li> </ul>	

救急体制の強化	
総合計画Ⅰ-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度な救急サービスを提供するため，救急救命士の養成，指導救命士等の人材育成に努めていますが，救急救命士や救急隊員を計画的に養成し，出動件数の増加に備えた，安定した救急体制の維持に努める必要があります。</li> <li>・ 茨城県ドクターヘリや防災ヘリと連携した救急活動が迅速な患者搬送に効果を上げていますが，増大する救急需要と多様化するニーズに対応するため，今後も継続して救急業務の高度化に取り組む必要があります。</li> <li>・ 頻繁に出動する高規格救急自動車及び積載する資機材は，計画的に更新する必要があります。</li> <li>・ 高齢者人口の増加に伴い，更なる救急需要の増大が見込まれており，家庭や高齢者福祉施設等における予防救急や救急車の適正利用を推進する必要があります。</li> <li>・ バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生法の実施率は，年々上昇していますが，救命普及講習の質の向上を図るため，訓練用 AED やダミー人形等資機材を充実させるとともに，e-ラーニングや応急手当普及員による救命普及講習を推進し，効率効果的にバイスタンダーを育成する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安定的な救急救命士の年間養成人数：2 人（R7）	
医療体制の構築	
総合計画Ⅲ-5-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が属する常陸太田・ひたちなか医療圏における人口 10 万人当たりの医師数は，全国平均を大きく下回っており，県内においても医師少数区域に位置付けられています。今後の高齢化の進展を踏まえると，継続して医師を確保する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 人口 10 万人当たりの医師数：142.6 人（R7）	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-2, 4-1, 5-5】	
総合計画 V-5-1	道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて，避難路や緊急車両の交通確保，ライフライン機能を維持するため，交通ネットワークを強化する必要があります。</li> <li>・道路施設については，予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため，道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	都市計画道路の整備率：93.0%（R7） 橋梁の補修率：6.8%（R7）

## 2-2 劣悪な避難生活環境，避難者の健康・心理状態の悪化，感染症の拡大

指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-3】	
総合計画 I-2-2	学校管理課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行う必要があります。</li> </ul>	

避難所での衛生環境の確保	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所等において，感染拡大が起らないよう，感染症対策に配慮した避難所開設・運営を行う必要があります。</li> </ul>	

避難所における生活環境の改善	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所における生活環境が改善できるよう，気候変動を踏まえた対策を講じながら，備蓄体制を整備するとともに，避難所の弾力的な運営を行う必要があります。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-5】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児定期 A 類疾病については，（予防）接種費用の全額を，主に高齢者に該当する定期 B 類疾病については，全接種費用の概ね 3 割を公費負担しています。また，一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>・感染症の流行等により，予防接種法の改定が行われるため，ワクチン種目等の追加について，迅速接種体制の整備を行うとともに，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ，新たな感染症などが発生した場合には，国・県及び関係機関と連携を図り，地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 乳幼児予防接種の接種率：97.4%（R7）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-5】	
総合計画Ⅴ-7-1	上下水道局，環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における良好な生活衛生環境を確保するため，汚水処理施設の整備等を推進する必要があります。</li> </ul>	
※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態で予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-3, 3-1, 3-2, 6-1】	
総合計画Ⅰ-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応等について，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか，連携中枢都市圏事業等を通じ，近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時，市単独の対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	

災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携	
総合計画 I -1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時において，社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し，災害ボランティアの登録や支援のマッチングを行うことにより，ボランティアの派遣体制を構築しています。また，被災者の生活支援に的確に寄与するため，平時から，社会福祉協議会，自治会，民生委員，市等が構成員となる「災害ボランティアネットワーク連絡会」等の活動を通じ，研修や情報交換を行う必要があります。</li> </ul>	
指定避難所の停電対策	
総合計画 I -2-2	資産経営課，学校管理課，スポーツ振興課，健康推進課，地域福祉課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の指定避難所（福祉避難所等）では，太陽光発電と蓄電池等による非常用発電設備を整備していますが，他の指定避難所に配備されている発電機は，プロパンガス式又はガソリン式等であり，即座の使用が難しい場合があることや，発電容量が限られることから，複数の非常用発電設備が必要です。</li> </ul>	
絆の構築（地域福祉人材育成事業の実施）	
総合計画 VI-3-1	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン活動をはじめとした多くの地域福祉活動が行われるよう，活動の担い手を育成する必要があります。</li> </ul>	

## 2-3 食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 3-1, 3-2, 6-1】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応等について，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか，連携中枢都市圏事業等を通じ，近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時，市単独の対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</p>	
▶指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	
備蓄の強化（防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄）	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<p>・備蓄品については，全避難所に防災備蓄倉庫を設置し，分散管理するとともに，防災拠点倉庫に集中管理していますが，乳幼児や高齢者等の要配慮者に対応した物資の配備や備蓄の数量を検討する必要があります。</p>	
▶指標（現状） 防災備蓄量 $= \text{食料備蓄量} / \{ (3 \text{ 日間の想定避難者数} \times 3 \text{ 食} \times 1.2_{※}) \times 0.45 \} \times 100 \div 80.0\% \text{ (R7)}$	
指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-2】	
総合計画 I-2-2	学校管理課，市民活動課 等
<p>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行う必要があります。</p>	
上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 5-4】	
総合計画 V-6-1	上下水道局
<p>・事業拡張期に布設された耐震性の低い多くの配水管が更新時期を迎えているため，優先順位を定め，計画的に耐震化を進める必要があります。</p>	
▶指標（現状） 配水管の耐震化率：48.7%（R7）	

電線類の地中化の推進 【再掲 4-1, 5-3, 5-5】	
総合計画 I -2-1	道路管理課，道路整備課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による電力供給停止，交通遮断，通信障害等のリスクを低減するとともに，災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため，電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ，避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進める必要があります。</li> </ul>	

## 2-4 大規模な帰宅困難者の発生

企業の帰宅困難者対策の促進	
総合計画 I -1-6	生活安全課，商工振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の大規模な帰宅困難者発生を抑制するため，企業は，従業員を事業所内に一定期間留めておくなど，一斉帰宅抑制に関する普及啓発や必要な物資等の備蓄を推進する必要があります。</li> </ul>	

帰宅困難者の食糧等の備蓄	
総合計画 I -2-1	生活安全課，観光振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した場合，市内の観光客等来訪者が帰宅困難者となることを想定し，日頃より飲料水等の必要物資を備蓄しておく必要があります。</li> </ul>	

公共交通事業者との連携体制の整備	
総合計画 I -1-6	生活安全課，プロジェクト推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者が発生した場合，混乱を回避するためにも，交通情報の提供など適切な対応が重要となることから，事前からの公共交通事業者との連携体制構築が必要です。</li> </ul>	

## 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生によるクラスター発生・感染拡大

感染症等に対する危機管理体制の確立	
総合計画 I-4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ，未知の感染症や海外で発生する感染症に注視しながら，様々な感染症などのまん延を防止し，市民生活への影響を抑えるための体制を整える必要があります。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-2】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児定期 A 類疾病については，（予防）接種費用の全額を，主に高齢者に該当する定期 B 類疾病については，全接種費用の概ね 3 割を公費負担しています。また，一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>感染症の流行等により，予防接種法の改定が行われるため，ワクチン種目等の追加について，迅速接種体制の整備を行うとともに，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ，新たな感染症などが発生した場合には，国・県及び関係機関と連携を図り，地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 乳幼児予防接種の接種率：97.4%（R7）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント※の推進 【再掲 2-2】	
総合計画 V-7-3	上下水道局，環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における良好な生活衛生環境を確保するため，汚水処理施設の整備等を推進する必要があります。</li> </ul>	
※下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	

避難所の密の回避	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症と自然災害が重なる複合災害に対しては，避難所における社会的距離の確保等を継続するほか，激甚・多発化する自然災害に対して，気候変動を踏まえた対策を実施する必要があります。</li> </ul>	

### 目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保

#### 3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-2, 6-1】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応等について，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか，連携中枢都市圏事業等を通じ，近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時，市単独の対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	
公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 1-2】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化が完了していない施設について耐震補強等を実施する必要があります。避難所に指定されている場合，状況に応じて避難所の指定を見直す必要があります。</li> <li>・高齢者施設等の防災・減災対策を推進し，利用者の安全・安心を確保するため，スプリンクラー設備等の整備，耐震化改修，大規模修繕等のほか，非常用自家発電・給水設備の整備，ブロック塀等の改修の対策を講じる必要があります。</li> </ul>	
公共施設等の長寿命化対策 【再掲 1-2】	
総合計画 V-3-1	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長期に整備された公共施設や生活インフラなどの老朽化が進んでいるため，各施設の安全性を確保するとともに，市民サービスの低下を最小限にとどめるためにも，一斉更新時期を目前に控えたこの時期に公共施設マネジメントに取り組む必要があります。</li> </ul>	

非常用電源の確保 【再掲 5-3】	
総合計画 I-2-2	資産経営課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間に及ぶ大規模停電の発生に備え, 近年の災害教訓も踏まえつつ, 非常用電源装置の整備や, 燃料の確実な確保が必要となります。</li> </ul>	
▶ 指標 (現状)	非常用発電機能を装備した公用車 (ハイブリッド車等) の導入 : 6 台 (R7)

市役所新本庁舎建設の検討	
総合計画 V-3-1	資産経営課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現本庁舎は, 「分散化」, 「バリアフリー対応の限界」, 「災害時における業務継続性と老朽化の懸念」, 「狭隘化」の課題を抱えており, 多様化する市民ニーズへの対応や職員の執務環境の改善に限界があることから, 4 つの課題を同時に解決するには, 本庁舎の建て替えが不可欠です。</li> </ul>	

## 3-2 防災体制の不備による行政の災害対応力の不足

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 5-1, 5-2】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会をはじめとした関係機関と連携した、市民参加型の総合防災訓練を実施し、地域防災力の維持・強化のため、さらなる連携を図る必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 5-1, 6-3】	
総合計画 I -1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新する必要があります。</li> </ul>	
災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-1, 6-1】	
総合計画 I -1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活物資や資機材の提供、福祉避難所の設置、応急対策・医療救護の対応等について、民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、県内の全自治体、姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか、市川市、富士市、茅ヶ崎市、四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか、連携中枢都市圏事業等を通じ、近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時、市単独の対応が困難な場合に備え、平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	
危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 5-4】	
総合計画 I -4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて「危機管理マニュアル」を整備しています。マニュアルに基づく非常時の対応について、全庁的に情報を共有し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。</li> </ul>	
業務継続体制の確保	
総合計画 I -1-1	人事課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時においても必要な業務を継続するため、事前からの備え、対応方策を明確にし、業務継続性を確保する必要があります。</li> </ul>	

## 目標 4. 経済活動の機能維持

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞

#### 市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 【再掲 1-2, 2-1, 5-5】

総合計画 V-5-1 道路整備課, 道路管理課, 都市計画課, 区画整理事業所 等

- ・大規模災害時に備えて、避難路や緊急車両の交通確保、ライフライン機能を維持するため、交通ネットワークを強化する必要があります。
- ・道路施設については、予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため、道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。

▶指標（現状） 都市計画道路の整備率：93.0%（R7）  
橋梁の補修率：6.8%（R7）

#### 企業のBCP策定の促進 【再掲 5-3】

総合計画 I-1-1 商工振興課, 生活安全課

- ・企業等は、災害時においても企業の役割を果たすため、重要な業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するなど、事前からの備えが必要となります。

#### 電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 5-3, 5-5】

総合計画 I-2-1 道路管理課, 道路整備課, 区画整理事業所

- ・大規模災害時において、電柱倒壊による電力供給停止、交通遮断、通信障害等のリスクを低減するとともに、災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため、電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ、避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進める必要があります。

### 4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 生産業者等のBCP策定の促進

総合計画 I-1-1 農政課, 水産課, 生活安全課

- ・食料等の供給に係る関係事業者や施設管理者は、災害時の役割を果たすため、重要な業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するなど、事前からの備えが必要となります。

## 目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧

### 5-1 災害時の情報サービスの機能停止や、情報伝達の不備による避難行動や救助・支援が遅れる事態

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 3-2, 5-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会をはじめとした関係機関と連携した、市民参加型の総合防災訓練を実施し、地域防災力の維持・強化のため、さらなる連携を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 3-2, 6-3】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新する必要があります。</li> </ul>	
災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 5-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課，デジタル推進課，広報戦略課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。引き続き、適切に運用することにより、情報伝達手段の確保に努めていく必要があります。</li> <li>・緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、アプリ、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。</li> <li>・大規模集客施設に数万人単位が来場する中、災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> <li>・フェイクニュース等の誤った情報が拡散しないようにする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安全・安心メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録件数：57,900件（R7）	
消防通信施設の整備・更新 【再掲 5-2】	
総合計画 I-5-1	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防指令システムを多様な通報手段や ICT の進展に対応させながら、きめ細やかで迅速、効果的な出動体制の充実を図る必要があります。</li> </ul>	

情報セキュリティの強化	
総合計画VI-7-1	デジタル推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術の急速な進展により、行政における各種システムの利活用が進む一方、サイバー脅威も高度化しています。こうした脅威に適切に対応するため、新たなセキュリティモデルの導入も視野に入れつつ、利便性や業務効率の向上と、安全性の確保を両立させる必要があります。</li> </ul>	
行政サービスの向上や行政事務効率化	
総合計画VI-7-1	デジタル推進課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続のオンライン化に加え、書かない窓口の推進や、来庁時の総合案内・セルフ端末等の充実などフロントヤード（窓口業務や相談業務など、市民との接点）の多様化・充実化を実現するための環境整備を行い、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図る必要があります。また、災害発生後も、同様の環境を活用できるよう、整備を進めていく必要があります。</li> </ul>	
指定避難所の公衆無線 LAN 環境の整備	
総合計画 I -1-2	市民活動課，生活安全課，デジタル推進課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、情報収集ツールとして役割が大きいスマートフォン等に対して、指定避難所での多くの避難者を想定した Wi-Fi 設備の計画的な整備が必要です。</li> </ul>	

## 5-2 情報不足による二次災害の発生・拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 3-2, 5-1】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会をはじめとした関係機関と連携した、市民参加型の総合防災訓練を実施し、地域防災力の維持・強化のため、さらなる連携を図る必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 総合防災訓練への参加者数：7,000 人（R7）	

災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 5-1】	
総合計画 I -1-2	生活安全課，デジタル推進課，広報戦略課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。引き続き、適切に運用することにより、情報伝達手段の確保に努めていく必要があります。</li> <li>・緊急速報（エリア）メール，ホームページ，電子メール，SNS，アプリ，テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。</li> <li>・大規模集客施設に数万人単位が来場する中、災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> <li>・フェイクニュース等の誤った情報が拡散しないようにする必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 安全・安心メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録件数：57,900 件（R7）	

消防通信施設の整備・更新 【再掲 5-1】	
総合計画 I -5-1	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防指令システムを多様な通報手段や ICT の進展に対応させながら、きめ細やかで迅速、効果的な出動体制の充実を図る必要があります。</li> </ul>	

## 5-3 電気・ガス・燃料などの長期供給停止

非常用電源の確保 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	資産経営課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間に及ぶ大規模停電の発生に備え、近年の災害教訓も踏まえつつ、非常用電源装置の整備や、燃料の確実な確保が必要となります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 非常用発電機能を装備した公用車（ハイブリッド車等）の導入：6台（R7）	

企業のBCP策定の促進 【再掲 4-1】	
総合計画 I-1-1	商工振興課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等は、災害時においても企業の役割を果たすため、重要な業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するなど、事前からの備えが必要となります。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 4-1, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路管理課, 道路整備課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において、電柱倒壊による電力供給停止、交通遮断、通信障害等のリスクを低減するとともに、災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため、電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ、避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進める必要があります。</li> </ul>	

## 5-4 上下水道施設の長期間の機能停止

上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 2-3】	
総合計画 V-6-1	上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業拡張期に布設された耐震性の低い多くの配水管が更新時期を迎えているため、優先順位を定め、計画的に耐震化を進める必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状） 配水管の耐震化率：48.7%（R7）	

危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 3-2】	
総合計画 I-4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて「危機管理マニュアル」を整備しています。マニュアルに基づく非常時の対応について、全庁的に情報を共有し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。</li> </ul>	

飲料水の備蓄推進	
総合計画 I -2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄品については，全避難所に防災備蓄倉庫を設置し，分散管理するとともに，防災拠点倉庫に集中管理しています。また，想定される被害数量を考慮した飲料水の備蓄を推進する必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状）	飲料水備蓄量 / (3日間の想定避難者数 × 0.5ℓ × 3食 × 1.1) × 100 ≒ 80% (R7)

消防水利の確保	
総合計画 I -5-1	生活安全課，広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道普及前に整備された防火水槽は，老朽化により更新時期を迎えています。大規模な地震が発生した場合の火災に備え，耐震性能を有した防火水槽を計画的に整備する必要があります。</li> </ul>	

災害時連携体制の確立（下水道）	
総合計画 I -1-5	生活安全課，上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の下水道施設の迅速な復旧のため，協力業者や他自治体との応援協定の締結推進など，事前からの人員確保と連携体制の確立が必要です。</li> </ul>	

下水道施設の老朽化対策，地震対策，耐水化対策	
総合計画 V -7-1	上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時においても下水道施設の機能を継続させる必要があります。そのため，老朽化した施設を適正に維持し，地震や風水害に備えるため，計画的に改築・更新事業を実施する必要があります。</li> <li>・ 災害発生後，早期に下水道施設の復旧を行うためには，上水道と連携する必要があります。</li> </ul>	

合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発	
総合計画 V -7-2	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理及び単独処理浄化槽は環境への負荷が大きいため，合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。また，浄化槽の適正な維持管理の促進を図るため，引き続き所有者に向けた啓発と指導に努めていく必要があります。</li> </ul>	
▶ 指標（現状）	合併処理浄化槽普及率：23.7% (R7)

**し尿処理体制の充実（勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理）**

総合計画 V-10-2

廃棄物対策課

- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来、下水浄化センターとの共同化が計画されています。現在処理を行う勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは老朽化が進んでおり、共同化までの間、計画的な修繕により長寿命化を図る必要があります。

**5-5 地域交通ネットワークの分断****災害時連携体制の確立（道路）**

総合計画 I-1-5

生活安全課，道路整備課，道路管理課

- ・災害時の道路啓開や道路施設の復旧等を迅速に実施するため、協力業者や他自治体との応援協定の締結推進など、事前からの人員確保と連携体制の確立が必要です。

**安全な避難路の確保 【再掲 1-2, 2-1】**

総合計画 I-2-1

道路整備課，建築指導課，公園緑地課，区画整理事業所

- ・災害時における避難路や公衆用道路の機能と安全性を確保するため、避難路等に面する倒壊の危険性があるブロック塀等について、補強や撤去など適法に維持するよう啓発を図る必要があります。
- ・大規模災害時には、避難路の寸断により避難や物資輸送が困難になることが想定されるため、複数の避難路を確保する必要があります。

**市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 【再掲 1-2, 2-1, 4-1】**

総合計画 V-5-1

道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等

- ・大規模災害時に備えて、避難路や緊急車両の交通確保、ライフライン機能を維持するため、交通ネットワークを強化する必要があります。
- ・道路施設については、予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため、道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行う必要があります。

- ▶ 指標（現状）
- 都市計画道路の整備率：93.0%（R7）
  - 橋梁の補修率：6.8%（R7）

国・県道の整備促進	
総合計画 V-5-2	都市計画課, 道路整備課, 道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な連携や災害時の安全な避難路, 緊急輸送路として円滑な交通を確保するため, 交通ネットワークの基幹となる国道や県道の整備促進を図る必要があります。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 4-1, 5-3】	
総合計画 I-2-1	道路管理課, 道路整備課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において, 電柱倒壊による電力供給停止, 交通遮断, 通信障害等のリスクを低減するとともに, 災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため, 電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ, 避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進める必要があります。</li> </ul>	

空き家の発生抑制及び解消 【再掲 1-2】	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており, 災害時においては, 特に適正な管理がされていない空き家の倒壊や建築材の飛散等により, 市民の生命や財産への被害, 避難路の寸断など, 周囲に悪影響を及ぼすことが想定されることから, 空き家の所有者等に対する適正管理に関する意識の啓発や指導等を行う必要があります。</li> </ul>	

地籍調査の促進	
総合計画 V-2-1	道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには, 地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。</li> </ul>	

緊急輸送道路等の確保	
総合計画 I-2-1	道路管理課, 道路整備課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行えるよう, 無電柱化整備計画や道路啓開計画の策定に取組み, 国や県とともに, 民間事業者と連携して, 整備を図る必要があります。</li> </ul>	

## 目標 6. 迅速な復旧・復興

### 6-1 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-1, 3-2】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<p>・災害時の生活物資や資機材の提供，福祉避難所の設置，応急対策・医療救護の対応等について，民間事業者と災害時応援協定を締結しているほか，応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，県内の全自治体，姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか，市川市，富士市，茅ヶ崎市，四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか，連携中枢都市圏事業等を通じ，近隣市町村と意見交換を実施しています。災害発生時，市単独の対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。</p>	
▶ 指標（現状） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）	

個別訓練・研修等の実施	
総合計画 I-1-1	全部署
<p>・災害復旧等を担う人材育成のため，個別災害対応業務に関する研修や訓練等の計画的な実施が必要です。</p>	

### 6-2 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の整備	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<p>・災害時に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するため，協力業者や他自治体との応援体制を確立するなど，事前からの人員確保と連携体制の整備が必要です。</p>	

ごみ処理体制の充実	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来、下水浄化センターとの共同化が計画されています。現在処理を行う勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは老朽化が進んでおり、共同化までの間、計画的な修繕により長寿命化を図る必要があります。</li> <li>・不燃ごみ及び資源物は資源リサイクルセンターに搬入した後、その処理を民間事業者へ委託しています。不燃ごみは粉碎・選別して、有価物を極力再資源化しています。長期的には、リサイクル法制や技術革新などの動向を踏まえた上で、処理のあり方を検討する必要があります。</li> </ul>	

### 6-3 応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 3-2, 5-1】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新する必要があります。</li> </ul>	

## 6-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

地域防災の取組への支援 【再掲 1-1】	
総合計画 I-1-4	生活安全課, 市民活動課, 地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の自主防災会において、地域の実情に即した防災の取組が進められています。今後、構成員の高齢化が進むとともに災害が激甚・多発化する中で、地域の共助体制を見直すほか、防災リーダーの育成等、地域防災力の更なる強化が求められています。</li> <li>・災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録や支援のマッチングを行うことにより、ボランティアの派遣体制を構築しています。また、被災者の生活支援に的確に寄与するため、平時から、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等が構成員となる「災害ボランティアネットワーク連絡会」等の活動を通じ、研修や情報交換を行う必要があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	防災士登録者数：262人（R7）

空き家等対策	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は今後も増え続けることが想定されており、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の発生を未然に防ぐことが重要なことから、無料相談会の実施や市政ふれあい講座を通して、家族との話し合いの必要性などについて啓発に努めています。現状、参加者が少ない状況にあることから、関係機関と協力し参加者を増やす取組が必要となります。</li> <li>・適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する助言や指導により、是正や解決など一定の成果が得られていますが、経済的理由や管理・活用意識の希薄さから、解決に時間を要する案件が蓄積されています。これらの所有者等に対しては、必要な情報の提供や維持管理意識の涵養を図っていく必要があります。</li> </ul>	

NPO などとの協働	
総合計画 VI-1-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交流・活動を支援するための拠点施設である「市民交流センターひたちなか・ま」は、コミュニティギャラリー、多目的室、パソコン・印刷機等の貸出しや掲示板による情報提供などを実施しており、運営を NPO 法人に委託しています。</li> <li>・市民交流センターの利用促進を図るため、市民の交流機会の拡充に取り組むとともに、幅広い世代に利用される取組を行う必要があります。</li> </ul>	

自治会活動の支援	
総合計画VI-2-1	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会では、防災・防犯、子どもや高齢者の見守り等、自主的な取組が地域の実情に応じて行われています。少子高齢化や社会環境の変化を背景として、自治会への未加入や途中退会の増加により、自治会役員や活動の担い手不足が課題となっています。</li> <li>一部地域において、自治会未結成地区があります。</li> </ul>	
▶指標（現状）	自治会加入世帯数：33,171 世帯（R7）

コミュニティ活動の支援	
総合計画VI-2-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の拠点であるコミュニティセンターは、給排水設備、電源設備等を中心に経年劣化しており、計画的な修繕や改修工事等を進める必要があります。また、老朽化が進む施設については、施設のあり方を検討する必要があります。</li> </ul>	

## 6-5 風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

風評被害の防止	
総合計画Ⅱ-6-1	商工振興課，観光振興課，農政課，水産課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時及び災害後の消費者等の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報の収集と、迅速かつ的確な情報発信が必要です。</li> </ul>	

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、本市の基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から強靱化を図るために必要となる施策について、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本市の実情などの観点を踏まえ、国土強靱化の推進方針及び指標目標を定めました。

以下に、事前に備えるべき目標のリスクシナリオごとに推進方針を示します。

#### 目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生

###### 総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-7, 3-2, 5-1, 5-2】

総合計画 I-1-1

生活安全課

・防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映していきます。

▶指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）→8,250人（R12）

###### 地域防災の取組への支援 【再掲 6-4】

総合計画 I-1-4

生活安全課，市民活動課，地域福祉課

・身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。

・災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。

▶指標（目標） 防災士登録者数：262人（R7）→360人（R12）

防災意識の啓発 【再掲 1-4, 1-5, 1-6】	
総合計画 I -1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに, 市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・学校においては, 台風(大雨)想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 防災訓練を実施するとともに, 個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶指標(目標) 自主防災会の訓練実施率: 100% (R7) → 100% (R12)	

防火防災訓練の支援	
総合計画 I -5-1	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防火防災意識を高め, 住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに, 自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し, 地域防災力の向上を図ります。</li> </ul>	

地域福祉意識の醸成	
総合計画 III -1-1	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉についての意識の醸成を図るとともに, 市民(地域)との協働により, 地域における支え合いの体制を構築し, 住民相互が理解し合い, 安心して暮らせるまちを目指します。</li> </ul>	

## 1-2 住宅, 建築物, 土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅, 建築物の耐震化	
総合計画 I -1-6	建築指導課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性が不足する木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため, 国の交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)等を活用する耐震診断及び耐震改修費の一部を補助する制度により, 建物所有者の防災意識の向上と耐震化の促進を図ります。</li> </ul>	
▶指標(目標) 住宅の耐震化率: 89.2% (R7) → 97% (R12)	

安全な避難路の確保 【再掲 2-1, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路整備課, 建築指導課, 公園緑地課, 区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため、国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し、倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>・ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を、通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合、費用の一部を助成します。</li> <li>・避難路の整備については、整備要望の内容について地元との協議を十分に行い整備します。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-3】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者など、避難に時間がかかる方でも素早い一時避難が可能となるよう、土地区画整理事業にて確保された公園用地への公園整備を進めます。</li> <li>・公園を災害時の一時的な避難場所等として活用できるよう、公園施設の長寿命化を推進するとともに、樹木の伐採・剪定や除草、清掃等による管理を行います。</li> <li>・親水性中央公園では、利用者が安全に避難及び退避できるよう、園路整備や警報装置等の設置、樹林帯の間伐といった各種施策を通じ安全性の向上を図ります。</li> </ul>	

公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めていきます。</li> <li>・高齢者施設等の防災・減災対策のための設備整備や改修等に対し、国・県交付金の活用を図り、防災体制の強化を進めていきます。</li> <li>・公共施設の安全性を確保するため、公民連携手法を活用し、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。</li> </ul>	

公共施設等の長寿命化対策 【再掲 3-1】	
総合計画 V-3-1	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の安全性の確保を最優先に計画的な管理・保全による長寿命化を推進することで、保全コストの縮減と平準化を図ります。</li> <li>・公共施設の安全性を確保するため、公民連携手法を活用し、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。</li> <li>・将来にわたり利活用する施設は、新たなニーズへの対応を含め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。</li> </ul>	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 2-1, 4-1, 5-5】	
総合計画 V-5-1	道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・道路施設については，予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため，道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行ってまいります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	都市計画道路の整備率：93.0%（R7）→ 94.0%（R12） 橋梁の補修率：6.8%（R7）→ 16.2%（R12）

空き家の発生抑制及び解消 【再掲 5-5】	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により倒壊・道路閉塞等の可能性がある空き家について，所有者等に対する適正管理の啓発を行うとともに，適正な管理がされていない状態の空き家の所有者等に対しては，助言や指導を実施します。また，危険性が切迫した場合においては，所有者等に代わり最低限の応急措置を実施し，市民の安全安心の確保に努めます。また，応急措置の実施にあたっては，国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」を有効に活用します。</li> </ul>	

市営住宅の適正な維持管理	
総合計画 V-11-1	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の長寿命化を図るため，計画的な改修工事を進めていきます。</li> <li>・耐用年数を経過し，かつ耐震補強が困難な市営住宅については，計画的に用途廃止を行い，解体工事を進めていきます。</li> </ul>	

### 1-3 不特定多数が集まる施設等における大規模火災や大規模延焼火災の発生による多数の死傷者の発生

消防体制の強化	
総合計画 I -5-1	広域消防本部, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害や高齢社会における消防需要に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力の強化及び救助技術の高度化を図ります。</li> <li>・消防施設の機能充実・改修等を図るとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備・更新による消防力の強化に努めます。</li> <li>・火災予防の啓発や自主防災会と連携した訓練、防火水槽の点検などの消防団活動により、地域安全の確保に努めます。</li> <li>・地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。</li> <li>・消防団員の安全を確保するため、装備品の適正な管理に努めます。また、消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの維持や消防自動車の計画的な更新を図ります。</li> <li>・市民の防火防災意識を高め、住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るとともに、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>・防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中で、事業所や危険物施設に対する適切な指導により防火安全対策強化を図ります。また、違反対象物を公表し、市民が利用する建物の危険性について情報提供するとともに、早期の違反是正を促します。</li> <li>・消防活動の中核である高機能消防指令システムの安定的な運用体制を確保し、増加する119番通報に対する的確な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標 (目標) 火災による死者 : 1 人 (R7) → 0 人 (R12)	

避難訓練実施の促進	
総合計画 I -1-6	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模店舗等の大規模な集客施設においては、多くの人命を保護するため、事故・災害等の発生の予防に努めるとともに、定期的な避難訓練等を実施するなど、事前からの取組が必要です。</li> </ul>	

防災空間の確保	
総合計画 V-5-1	建築指導課, 道路整備課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両が進侵入できない道路幅員の狭い市街地などにおいては、消防活動困難区域の解消や延焼遮断空間の確保のため、セットバックを図るとともに、地元要望に基づく道路の計画的な整備を推進します。</li> </ul>	

避難場所等となる公園の整備 【再掲 1-2】	
総合計画 V-8-1	公園緑地課
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや高齢者など、避難に時間がかかる方でも素早い一時避難が可能となるよう、土地区画整理事業にて確保された公園用地への公園整備を進めます。</li> <li>公園を災害時の一時的な避難場所等として活用できるよう、公園施設の長寿命化を推進するとともに、樹木の伐採・剪定や除草、清掃等による管理を行います。</li> <li>親水性中央公園では、利用者が安全に避難及び退避できるよう、園路整備や警報装置等の設置、樹林帯の間伐といった各種施策を通じ安全性の向上を図ります。</li> </ul>	

#### 1-4 大規模津波による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-5, 1-6】	
総合計画 I-1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会や民生委員等, 地域支援者の理解・協力を得ながら, 避難行動要支援者の地域ぐるみの支援体制を引き続き強化していきます。</li> <li>定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し, 自主防災会と情報を共有していきます。</li> <li>洪水, 土砂災害等時の避難確保計画の作成に係る講習会や津波防災の訓練・講習会等を通して, 避難体制の強化を支援していきます。</li> </ul>	
▶指標 (目標)	要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 : 66.7% (R7) → 100% (R12)

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-5, 1-6】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに, 市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>学校においては, 台風 (大雨) 想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 防災訓練を実施するとともに, 個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶指標 (目標)	自主防災会の訓練実施率 : 100% (R7) → 100% (R12)

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-5, 1-6, 1-7】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川中丸川は、県事業で行っている中丸川調節池整備について、令和8年度の完成を目指します。その後、大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。</li> <li>・一級河川本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・一級河川大川は、冠水被害軽減に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は、平成28年8月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランを計画的に推進し、その先の計画として、上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。</li> <li>・雨水流出の抑制として、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・那珂川緊急治水対策プロジェクトによる堤防整備と河口部対策の検討を行い、令和8年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について、国へ要望を継続して行います。</li> <li>・予測可能な天候による事前放流を地域とともに行います。</li> <li>・既設水路等の維持管理により、計画流量の確保を行います。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）→100%（R12）</p>	

### 1-5 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4, 1-6】	
総合計画 I-1-3	生活安全課，高齢福祉課，障害福祉課，介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会や民生委員等，地域支援者の理解・協力を得ながら，避難行動要支援者の地域ぐるみの支援体制を引き続き強化していきます。</li> <li>・定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し，自主防災会と情報を共有していきます。</li> <li>・洪水，土砂災害等時の避難確保計画の作成に係る講習会や津波防災の訓練・講習会等を通して，避難体制の強化を支援していきます。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 要配慮者利用施設の避難確保計画策定率：66.7%（R7）→100%（R12）</p>	

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4, 1-6】	
総合計画 I-1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに, 市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・学校においては, 台風(大雨)想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 防災訓練を実施するとともに, 個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶指標(目標) 自主防災会の訓練実施率: 100% (R7) → 100% (R12)	

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-6, 1-7】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川中丸川は, 県事業で行っている中丸川調節池整備について, 令和8年度の完成を目指します。その後, 大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。</li> <li>・一級河川本郷川は, 未整備の区間について, 県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・一級河川大川は, 冠水被害軽減に向け, 改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は, 平成28年8月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランを計画的に推進し, その先の計画として, 上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。</li> <li>・雨水流出の抑制として, 1時間当たり70mmの降雨に対応するため, 公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・那珂川緊急治水対策プロジェクトによる堤防整備と河口部対策の検討を行い, 令和8年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について, 国へ要望を継続して行います。</li> <li>・予測可能な天候による事前放流を地域とともに行います。</li> <li>・既設水路等の維持管理により, 計画流量の確保を行います。</li> </ul>	
▶指標(目標) 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策(進捗率): 65.5% (R7) → 100% (R12)	

## 1-6 土砂災害等による多数の死傷者の発生

避難行動要支援者対策の推進 【再掲 1-4, 1-5】	
総合計画 I -1-3	生活安全課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 介護保険課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災会や民生委員等, 地域支援者の理解・協力を得ながら, 避難行動要支援者の地域ぐるみの支援体制を引き続き強化していきます。</li> <li>・ 定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し, 自主防災会と情報を共有していきます。</li> <li>・ 洪水, 土砂災害等時の避難確保計画の作成に係る講習会や津波防災の訓練・講習会等を通して, 避難体制の強化を支援していきます。</li> </ul>	
▶指標 (目標)	要配慮者利用施設の避難確保計画策定率 : 66.7% (R7) → 100% (R12)

防災意識の啓発 【再掲 1-1, 1-4, 1-5】	
総合計画 I -1-6	生活安全課, 市民活動課, 指導課, 河川課, 都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マップ, 津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに, 市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識の向上を図ります。</li> <li>・ 学校においては, 台風 (大雨) 想定为学校版タイムライン等を活用し, 教職員及び児童生徒の防災意識の向上を図るとともに, 発達段階に応じた実践的な防災教育を行い, 危険な状況を適切に判断する力や, 災害時に地域の中で主体的に行動する力を育てていきます。</li> <li>・ 自主防災会, 防災関係機関, 団体, 市民などの広範囲な方々の参加の下, 防災訓練を実施するとともに, 個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し, 防災意識の向上を図っていきます。</li> </ul>	
▶指標 (目標)	自主防災会の訓練実施率 : 100% (R7) → 100% (R12)

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-5, 1-7】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川中丸川は、県事業で行っている中丸川調節池整備について、令和8年度の完成を目指します。その後、大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。</li> <li>・一級河川本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・一級河川大川は、冠水被害軽減に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は、平成28年8月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランを計画的に推進し、その先の計画として、上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。</li> <li>・雨水流出の抑制として、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・那珂川緊急治水対策プロジェクトによる堤防整備と河口部対策の検討を行い、令和8年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について、国へ要望を継続して行います。</li> <li>・予測可能な天候による事前放流を地域とともに行います。</li> <li>・既設水路等の維持管理により、計画流量の確保を行います。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）→100%（R12）</p>	

### 1-7 大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 3-2, 5-1, 5-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
<p>▶指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）→8,250人（R12）</p>	

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 3-2, 5-1, 6-3】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新していきます。</li> </ul>	

河川・雨水幹線の整備 【再掲 1-4, 1-5, 1-6】	
総合計画 I-3-1	河川課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川中丸川は、県事業で行っている中丸川調節池整備について、令和8年度の完成を目指します。その後、大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。</li> <li>・一級河川本郷川は、未整備の区間について、県へ整備促進の要望を行います。</li> <li>・一級河川大川は、冠水被害軽減に向け、改修工事の早期完了を目指していきます。</li> <li>・雨水幹線は、平成28年8月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した中丸川流域における浸水被害軽減プランを計画的に推進し、その先の計画として、上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。</li> <li>・雨水流出の抑制として、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。</li> <li>・那珂川緊急治水対策プロジェクトによる堤防整備と河口部対策の検討を行い、令和8年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について、国へ要望を継続して行います。</li> <li>・予測可能な天候による事前放流を地域とともに行います。</li> <li>・既設水路等の維持管理により、計画流量の確保を行います。</li> </ul>	
▶指標（目標）	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）： 65.5%（R7）→100%（R12）

**目標 2. 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による，関連死の最大限防止**

**2-1 救助・救急，医療活動の長期停滞，停止**

<b>災害時連携体制の確立（災害時応援協定）</b> 【再掲 2-2, 2-3, 3-1, 3-2, 6-1】	
総合計画 I -1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）→ 100%（R12）	
<b>安全な避難路の確保</b> 【再掲 1-2, 5-5】	
総合計画 I -2-1	道路整備課，建築指導課，公園緑地課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため，国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し，倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>・ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を，通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合，費用の一部を助成します。</li> <li>・避難路の整備については，整備要望の内容について地元との協議を十分に行い整備します。</li> </ul>	
<b>救助隊の充実</b>	
総合計画 I -5-2	広域消防本部，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気候変動の影響により，発生頻度が増大する自然災害等に対応するため救助技術の高度化を図ります。</li> <li>・車両及び資器材は，災害時に迅速かつ効率的な救助活動を図るため，計画的な更新により，整備の充実化を図ります。</li> <li>・災害発生時，広域消防本部単独での対応が困難な場合に備え，平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携を図り，体制強化を推進します。</li> <li>・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努めます。</li> </ul>	

救急体制の強化	
総合計画Ⅰ-5-2	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務の高度化に必要な専門知識・技術の取得のため，指導救命士を中心とした教育訓練や実務研修等を通じ隊員の救急技術の向上を図るとともに，救急救命士と救急隊員を計画的に養成し，高齢社会の救急需要への対応と安定的な救急高度化に努めます。</li> <li>・救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し，資質と技術の向上を図り，市民に信頼される救急体制を推進します。</li> <li>・医療機関やドクターヘリとの連携強化，ICTの活用等による病院収容に係る所要時間の短縮を図るとともに，常時迅速な指示，指導，助言が受けられる体制の充実に努めます。</li> <li>・多様化する救急事案に対し，質の高い救急活動を確保するため，活動内容を医学的見地から検証し，総合的な救急活動の高度化を図ります。</li> <li>・計画的に高規格救急自動車を更新するとともに，救急技術の進展に即した資機材の整備を行います。</li> <li>・AEDを用いた心肺蘇生法等を含む応急手当の普及啓発について，e-ラーニングや応急手当普及員による救命普及講習を推進し，効率的・効果的なバイスタンダーの育成を進めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 安定的な救急救命士の年間養成人数：2人（R7）→ 2人（R12）	

医療体制の構築	
総合計画Ⅲ-5-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や地域医療，高度な検査治療に係る医師確保を支援するとともに，日立製作所ひたちなか総合病院と地域のかかりつけ医との病診連携を推進します。</li> <li>・医師会や薬剤師会と連携し，休日夜間診療所を運営するとともに，日立製作所ひたちなか総合病院が実施する小児救急の運営を支援するなどして，休日や夜間の医療体制を整備します。</li> <li>・水戸及び常陸太田・ひたちなか医療圏の市町村と連携しながら，救急医療二次診療業務の運営費を補助し，救急医療体制の充実に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 人口10万人当たりの医師数：142.6人（R7）→ 212.3人（R12）	

市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-2, 4-1, 5-5】	
総合計画 V-5-1	道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・道路施設については，予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため，道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行ってまいります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	都市計画道路の整備率：93.0%（R7）→ 94.0%（R12） 橋梁の補修率：6.8%（R7）→ 16.2%（R12）

## 2-2 劣悪な避難生活環境，避難者の健康・心理状態の悪化，感染症の拡大

指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-3】	
総合計画 I-2-2	学校管理課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行います。</li> </ul>	

避難所での衛生環境の確保	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所等において，感染拡大が起こらないよう，「新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を踏まえた避難所開設等に係る基本方針」及び「手順」に基づき，避難所という密になりやすい空間の中で，避難者等の感染を防止するため，感染拡大防止策を徹底します。</li> </ul>	

避難所における生活環境の改善	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所における生活環境が改善できるよう，気候変動を踏まえた対策を講じながら，生活環境の向上に資する災害備蓄品を拡充するとともに，避難所の弾力的な運営に努めます。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-5】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会や学校などの関係機関と連携するとともに，子育て支援アプリ等の媒体を活用し，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら，安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>・新たな感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，病原体の特徴や流行の状況を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 乳幼児予防接種の接種率：97.4%（R7）→ 98.0%（R12）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント <sup>※1</sup> の推進 【再掲 2-5】	
総合計画Ⅴ-7-1	上下水道局，環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲み取りトイレや単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推奨するなど，生活排水対策として汚水処理施設の整備を推進します。</li> <li>・下水道施設を適正に維持し，また地震や風水害に備えるため，下水道事業ストックマネジメント計画及び上下水道耐震化計画に基づき計画的に改築・更新し，各施設の機能を維持します。</li> <li>・人口減少社会を見据えた広域化・共同化として，公共下水道，農業集落排水，衛生センターの統廃合を進めます。</li> <li>・今後の維持管理体制の弱体化，技術伝承の困難，次世代技術者への過度な負担といった予想されるリスクへ対応するため，ウォーターPPP<sup>※2</sup>の導入など民間リソースの活用を含めた手法の導入について検討を進めます。</li> </ul>	
※1 下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	
※2 ウォーターPPP…職員の不足や更新需要の増加に対応するため，下水道などの公共インフラの運営・維持管理を，官民連携の形で民間事業者へ委託する仕組みのこと。	

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1，2-3，3-1，3-2，6-1】	
総合計画Ⅰ-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）→ 100%（R12）	

災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携	
総合計画 I-1-4	生活安全課，市民活動課，地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう，災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換，模擬訓練等を行い，効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>	

指定避難所の停電対策	
総合計画 I-2-2	資産経営課，学校管理課，スポーツ振興課，健康推進課，地域福祉課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等による長期間の停電に備えるため，指定避難所への計画的な非常用発電設備の整備を推進します。</li> </ul>	

絆の構築（地域福祉人材育成事業の実施）	
総合計画 VI-3-1	地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と連携し，サロン活動支援事業を実施するほか，サロン活動を始めとした地域福祉活動の担い手を育成します。</li> </ul>	

### 2-3 食料，生活必需品，エネルギー供給等の長期供給停止

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 3-1, 3-2, 6-1】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）→ 100%（R12）

目標 2. 救助・救急，医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による，関連死の最大限防止

備蓄の強化（防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄）	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧，防災資機材の維持管理に努めるとともに，防災拠点倉庫を運用することにより，緊急輸送道路を通じて搬送される救援物資等を効率的に補充する体制を整備していきます。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（目標） 防災備蓄量</p> $= \text{食料備蓄量} / \{ (3 \text{ 日間の想定避難者数} \times 3 \text{ 食} \times 1.2_{※}) \times 0.45 \} \times 100 \approx 80.0\% \text{ (R7)}$ <p style="text-align: right;">→ 100% (R12)</p>	
指定避難所等の計画的な維持修繕 【再掲 2-2】	
総合計画 I-2-2	学校管理課，市民活動課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設について，災害時に活用できるよう非構造部材を含む耐震化の推進，新たな施設整備や，計画的な維持修繕を行います。</li> </ul>	
上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 5-4】	
総合計画 V-6-1	上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場や配水場から市内へ配水する幹線となる配水管の耐震化や，災害時に重要な拠点となる避難所や病院，行政施設等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（目標） 配水管の耐震化率：48.7% (R7) → 53.6% (R12)</p>	
電線類の地中化の推進 【再掲 4-1, 5-3, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路整備課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において，電柱倒壊による電力供給停止，交通遮断，通信障害等のリスクを低減するとともに，災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため，電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ，避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進めてまいります。</li> </ul>	

## 2-4 大規模な帰宅困難者の発生

企業の帰宅困難者対策の促進	
総合計画 I -1-6	生活安全課，商工振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時，企業においては，従業員を事業所内に一定期間留めておくために，一斉帰宅抑制に関する普及啓発や，飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など，帰宅困難者対策を促進します。</li> </ul>	

帰宅困難者の食糧等の備蓄	
総合計画 I -2-1	生活安全課，観光振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客等来訪者が帰宅困難者となることを想定し，来訪者を想定した飲料水・食料・毛布等の備蓄を推進します。</li> </ul>	

公共交通事業者との連携体制の整備	
総合計画 I -1-6	生活安全課，プロジェクト推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者の発生に備え，災害時の情報提供等の対応や備蓄等について，公共交通事業者と調整を図り，連携体制の整備を推進します。</li> </ul>	

## 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生によるクラスター発生・感染拡大

感染症等に対する危機管理体制の確立	
総合計画 I -4-1	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンや治療薬がなく，感染の防御が極めて困難で感染すると重症化する恐れがあり，市民の生命を脅かす感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応をします。また，病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，国，県，事業者と連携を図りながら，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	

感染症予防対策 【再掲 2-2】	
総合計画Ⅲ-5-2	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会や学校などの関係機関と連携するとともに，子育て支援アプリ等の媒体を活用し，予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら，安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>・新たな感染症が発生した際には，「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき，病原体の特徴や流行の状況を踏まえ，ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し，感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 乳幼児予防接種の接種率：97.4%（R7）→ 98.0%（R12）	

汚水処理施設の整備推進，下水道事業ストックマネジメント <sup>※1</sup> の推進 【再掲 2-2】	
総合計画Ⅴ-7-1	上下水道局，環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲み取りトイレや単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推奨するなど，生活排水対策として汚水処理施設の整備を推進します。</li> <li>・下水道施設を適正に維持し，また地震や風水害に備えるため，下水道事業ストックマネジメント計画及び上下水道耐震化計画に基づき計画的に改築・更新し，各施設の機能を維持します。</li> <li>・人口減少社会を見据えた広域化・共同化として，公共下水道，農業集落排水，衛生センターの統廃合を進めます。</li> <li>・今後の維持管理体制の弱体化，技術伝承の困難，次世代技術者への過度な負担といった予想されるリスクへ対応するため，ウォーターPPP<sup>※2</sup>の導入など民間リソースの活用を含めた手法の導入について検討を進めます。</li> </ul>	
※1 下水道事業ストックマネジメント…持続可能な下水道事業の実施を図るため，明確な目標を定め，膨大な施設の状態を予測しながら，下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。	
※2 ウォーターPPP…職員の不足や更新需要の増加に対応するため，下水道などの公共インフラの運営・維持管理を，官民連携の形で民間事業者へ委託する仕組みのこと。	

避難所の密の回避	
総合計画Ⅰ-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症と自然災害が重なる複合災害への対応を継続し，避難所の弾力的な運営に努め，激甚・多発化する自然災害に対し，気候変動を踏まえた対策として，避難所の衛生管理と過密状態を防止するため，避難所における避難者用のスペースとして複数の部屋を確保します。また，分散避難の考え方を周知していきます。</li> </ul>	

## 目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保

### 3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-2, 6-1】	
総合計画 I-1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）→ 100%（R12）	
公共施設等の耐震化・安全な施設整備 【再掲 1-2】	
総合計画 I-2-2	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めていきます。</li> <li>・高齢者施設等の防災・減災対策のための設備整備や改修等に対し、国・県交付金の活用を図り、防災体制の強化を進めていきます。</li> <li>・公共施設の安全性を確保するため、公民連携手法を活用し、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。</li> </ul>	
公共施設等の長寿命化対策 【再掲 1-2】	
総合計画 V-3-1	各施設所管部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の安全性の確保を最優先に計画的な管理・保全による長寿命化を推進することで、保全コストの縮減と平準化を図ります。</li> <li>・公共施設の安全性を確保するため、公民連携手法を活用し、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。</li> <li>・将来にわたり利活用する施設は、新たなニーズへの対応を含め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。</li> </ul>	

非常用電源の確保 【再掲 5-3】	
総合計画 I-2-2	資産経営課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模停電を想定し, 重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進するとともに, 確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定により, 事前からの連携体制強化を推進します。</li> <li>・「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」でも取り組む, 非常用発電機能を装備したハイブリッド車等の次世代自動車による公用車の導入を推進します。</li> </ul>	
<p>▶ 指標 (目標) 非常用発電機能を装備した公用車 (ハイブリッド車等) の導入 : 6 台 (R7) → 8 台 (R12)</p>	

市役所新本庁舎建設の検討	
総合計画 V-3-1	資産経営課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひたちなか市新本庁舎建設基本構想」で掲げた, 基本理念である「利用しやすく・災害に強い・機能的な庁舎」と5つの基本方針の実現に向けて, 新本庁舎建設の検討を進めていきます。</li> </ul>	

### 3-2 防災体制の不備による行政の災害対応力の不足

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 5-1, 5-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため, 自主防災会や防災関係機関等の参加の下, 防災訓練を実施するとともに, 課題や良好な事例を共有し, 防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
<p>▶ 指標 (目標) 総合防災訓練への参加者数 : 7,000 人 (R7) → 8,250 人 (R12)</p>	

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 5-1, 6-3】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新していきます。</li> </ul>	

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-1, 6-1】		
総合計画 I-1-5		生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>		
▶指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7）→ 100%（R12）		
危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 5-4】		
総合計画 I-4-1		全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や地域に被害が及ぶ様々な危機の発生を防止するとともに、万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限にするため、「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また、適宜見直しを行い、市民生活などに多大な影響を及ぼす事態に対応する体制を整えていきます。</li> </ul>		
業務継続体制の確保		
総合計画 I-1-1		人事課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な業務継続のための業務継続計画（BCP）について、適切に見直し・更新を行い、業務継続性の確保及び業務継続体制の強化を推進します。</li> </ul>		

## 目標 4. 経済活動の機能維持

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞

#### 市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 【再掲 1-2, 2-1, 5-5】

総合計画 V-5-1 道路整備課, 道路管理課, 都市計画課, 区画整理事業所 等

- ・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し、地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。
- ・道路施設については、予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため、道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行ってまいります。

▶指標（目標） 都市計画道路の整備率：93.0%（R7）→ 94.0%（R12）  
橋梁の補修率：6.8%（R7）→ 16.2%（R12）

#### 企業のBCP策定の促進 【再掲 5-3】

総合計画 I-1-1 商工振興課, 生活安全課

- ・災害時においても、企業の重要な業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の策定の取組を促進します。

#### 電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 5-3, 5-5】

総合計画 I-2-1 道路管理課, 道路整備課, 区画整理事業所

- ・大規模災害時において、電柱倒壊による電力供給停止、交通遮断、通信障害等のリスクを低減するとともに、災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため、電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ、避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進めてまいります。

### 4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 生産業者等のBCP策定の促進

総合計画 I-1-1 農政課, 水産課, 生活安全課

- ・災害時においても、関係事業者や施設管理者の実施すべき重要な業務を継続するため、業務継続計画（BCP）策定の取組を促進する。

**目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧**

**5-1 災害時の情報サービスの機能停止や、情報伝達の不備による避難行動や救助・支援が遅れる事態**

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 3-2, 5-2】	
総合計画 I-1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 総合防災訓練への参加者数：7,000人（R7）→ 8,250人（R12）	
災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 3-2, 6-3】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新していきます。</li> </ul>	
災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 5-2】	
総合計画 I-1-2	生活安全課，デジタル推進課，広報戦略課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民に伝達しています。適切に運用することにより、情報伝達手段の確保に努めていきます。</li> <li>・ 緊急速報（エリア）メール，ホームページ，電子メール，SNS，テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、多種多様な伝達手段により、効率的かつ効果的に情報伝達していきます。</li> <li>・ 災害時に適切な情報の取捨選択ができるよう、市民の情報活用能力の向上を支援するため、IT サポートセンターによる相談業務や IT 講座の運営をすすめていきます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 安全・安心メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録件数：57,900件（R7） → 73,250件（R12）	
消防通信施設の整備・更新 【再掲 5-2】	
総合計画 I-5-1	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動の中核である高機能消防指令システムの安定的な運用体制を確保し、増加する 119 番通報に対する的確な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>	

情報セキュリティの強化	
総合計画VI-7-1	デジタル推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー攻撃を防御する高度なセキュリティシステムの導入検討や職員への研修を実施するなど、デジタル技術の進展に則した情報セキュリティ対策に取り組みます。</li> </ul>	

行政サービスの向上や行政事務効率化	
総合計画VI-7-1	デジタル推進課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続のオンライン化に加え、書かない窓口の推進や、来庁時の総合案内・セルフ端末等の充実などフロントヤードの多様化・充実化を実現するための環境整備を行い、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。また、災害発生後も、同様の環境を活用できるように、整備を進めていきます。</li> </ul>	

指定避難所の公衆無線 LAN 環境の整備	
総合計画 I -1-2	市民活動課，生活安全課，デジタル推進課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時における、通信及び情報収集手段を確保するため、パソコン・スマートフォン用の Wi-Fi 設備を、全指定避難所に対して計画的に整備を推進します。</li> </ul>	

## 5-2 情報不足による二次災害の発生・拡大

総合防災訓練の実施及び課題の検証 【再掲 1-1, 1-7, 3-2, 5-1】	
総合計画 I -1-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映していきます。</li> </ul>	
▶指標（目標）	総合防災訓練への参加者数：7,000 人（R7）→ 8,250 人（R12）

災害時の情報伝達手段の整備 【再掲 5-1】	
総合計画 I-1-2	生活安全課, デジタル推進課, 広報戦略課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民に伝達しています。適切に運用することにより、情報伝達手段の確保に努めていきます。</li> <li>・緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、多種多様な伝達手段により、効率的かつ効果的に情報伝達していきます。</li> <li>・災害時に適切な情報の取捨選択ができるよう、市民の情報活用能力の向上を支援するため、IT サポートセンターによる相談業務や IT 講座の運営をすすめていきます。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（目標） 安全・安心メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録件数：57,900 件（R7） → 73,250 件（R12）</p>	

消防通信施設の整備・更新 【再掲 5-1】	
総合計画 I-5-1	広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動の中核である高機能消防指令システムの安定的な運用体制を確保し、増加する 119 番通報に対する的確な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>	

### 5-3 電気・ガス・燃料などの長期供給停止

非常用電源の確保 【再掲 3-1】	
総合計画 I-2-2	資産経営課, 生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模停電を想定し、重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進するとともに、確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定により、事前からの連携体制強化を推進します。</li> <li>・「ひたちなか市第 3 次エコオフィス計画」でも取り組む、非常用発電機能を装備したハイブリッド車等の次世代自動車による公用車の導入を推進します。</li> </ul>	
<p>▶ 指標（目標） 非常用発電機能を装備した公用車（ハイブリッド車等）の導入：6 台（R7） → 8 台（R12）</p>	

企業のBCP策定の促進 【再掲 4-1】	
総合計画 I-1-1	商工振興課，生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても，企業等の重要な業務を継続するため，業務継続計画（BCP）の策定の取組を促進します。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 4-1, 5-5】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路整備課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による電力供給停止，交通遮断，通信障害等のリスクを低減するとともに，災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため，電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ，避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進めてまいります。</li> </ul>	

#### 5-4 上下水道施設の長期間の機能停止

上水道の整備（配水管の布設替え） 【再掲 2-3】	
総合計画 V-6-1	上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場や配水場から市内へ配水する幹線となる配水管の耐震化や，災害時に重要な拠点となる避難所や病院，行政施設等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 配水管の耐震化率：48.7%（R7）→ 53.6%（R12）	

危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用） 【再掲 3-2】	
総合計画 I-4-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や地域に被害が及ぶ様々な危機の発生を防止するとともに，万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限にするため，「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また，適宜見直しを行い，市民生活などに多大な影響を及ぼす事態に対応する体制を整えていきます。</li> </ul>	

飲料水の備蓄推進	
総合計画 I-2-1	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品については，全避難所に防災備蓄倉庫を設置し，分散管理するとともに，防災拠点倉庫に集中管理しています。想定される被害数量を考慮した必要な飲料水の確実な確保に努めます。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 飲料水備蓄量/（3日間の想定避難者数×0.5ℓ×3食×1.1）×100≒80%（R7） → 100%（R12）	

消防水利の確保	
総合計画 I -5-1	生活安全課，広域消防本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した防火水槽の把握に努めるとともに，大規模な地震が発生した場合の火災に備え，耐震性能を有した防火水槽の整備を検討します。</li> </ul>	

災害時連携体制の確立（下水道）	
総合計画 I -1-5	生活安全課，上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	

下水道施設の老朽化対策，地震対策，耐水化対策	
総合計画 V -7-1	上下水道局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した下水浄化センター，管きよ及びポンプ施設を適正に維持し，また地震災害に備え耐震化を図るため，下水道事業ストックマネジメント計画及び上下水道耐震化計画に基づき計画的に改築・更新し，効果的・効率的に各施設の機能を維持します。</li> <li>・近年のゲリラ豪雨が及ぼす河川の氾濫による処理機能停止を防ぐため，耐水化計画に基づき下水浄化センターや中継ポンプ場等の耐水化対策を推進します。</li> <li>・災害発生後，早期に下水道施設の復旧を行うために，上下水道が一体となった BCP の策定を検討します。</li> </ul>	

合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発	
総合計画 V -7-2	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽の設置費用等の一部を助成し，公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。</li> </ul> <p>▶ 指標（目標） 河川環境基準測地点（4 地点×12 回）における透視度 50 度以上達成率： 75.0%以上（R7） → 75.0%以上（R12）</p>	

し尿処理体制の充実（勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理）	
総合計画 V -10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては，人口減少社会を見据えた持続可能な污泥処理を行うため，下水浄化センターとの共同化を進めます。それまでの間，計画的な修繕により長寿命化を図り，安定的なし尿・浄化槽污泥処理を行います。</li> </ul>	

## 5-5 地域交通ネットワークの分断

災害時連携体制の確立（道路）	
総合計画 I -1-5	生活安全課，道路整備課，道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう，民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう，災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに，必要に応じて，新たな協定の締結について検討し，災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
安全な避難路の確保 【再掲 1-2, 2-1】	
総合計画 I -2-1	道路整備課，建築指導課，公園緑地課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における避難路の機能と安全性を確保するため，国の交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し，倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助します。</li> <li>・ブロック塀と比べて防災上有効とされている生垣を，通学路や公衆用道路へ接している長さが一定以上の場所へ設置する場合，費用の一部を助成します。</li> <li>・避難路の整備については，整備要望の内容について地元との協議を十分に行い整備します。</li> </ul>	
市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 【再掲 1-2, 2-1, 4-1】	
総合計画 V -5-1	道路整備課，道路管理課，都市計画課，区画整理事業所 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備えて地域間の交通ネットワークを形成し，地域の輸送等を支える都市計画道路等の整備を推進します。</li> <li>・道路施設については，予防保全型修繕の推進による適正管理を図るため，道路の路面性状調査の導入や橋梁等の長寿命化に向けた適正な維持管理を行ってまいります。</li> </ul>	
▶指標（目標）	都市計画道路の整備率：93.0%（R7）→ 94.0%（R12） 橋梁の補修率：6.8%（R7）→ 16.2%（R12）
国・県道の整備促進	
総合計画 V -5-2	都市計画課，道路整備課，道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における広域的な連携や災害時の安全な避難路，緊急輸送路として円滑な交通を確保するため，国道や県道の整備促進について，国や県に要望していきます。</li> </ul>	

電線類の地中化の推進 【再掲 2-3, 4-1, 5-3】	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路整備課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時において，電柱倒壊による電力供給停止，交通遮断，通信障害等のリスクを低減するとともに，災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行うため，電気事業者等との情報共有と連携を図りつつ，避難路や緊急輸送道路の電線類の地中化に係る計画策定を進めてまいります。</li> </ul>	
空き家の発生抑制及び解消 【再掲 1-2】	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等により倒壊・道路閉塞等の可能性がある空き家について，所有者等に対する適正管理の啓発を行うとともに，適正な管理がされていない状態の空き家の所有者等に対しては，助言や指導を実施します。また，危険性が切迫した場合においては，所有者等に代わり最低限の応急措置を実施し，市民の安全安心の確保に努めます。また，応急措置の実施にあたっては，国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」を有効に活用します。</li> </ul>	
地籍調査の促進	
総合計画 V-2-1	道路管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の円滑な復旧・復興を確保するために，地籍調査を推進します。</li> </ul>	
緊急輸送道路等の確保	
総合計画 I-2-1	道路管理課，道路整備課，区画整理事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行えるよう，無電柱化整備計画や道路啓開計画の策定に取組み，国や県とともに，民間事業者と連携して，整備を図っていきます。</li> </ul>	

## 目標 6. 迅速な復旧・復興

### 6-1 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 【再掲 2-1, 2-2, 2-3, 3-1, 3-2】	
総合計画 I -1-5	生活安全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>・災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 協定締結自治体との協議のフォローアップ率：100%（R7） → 100%（R12）	

個別訓練・研修等の実施	
総合計画 I -1-1	全部署
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人員を要する災害対応を円滑に進めるため、個別の災害対応業務に関する研修や訓練等の計画的・定期的な実施を推進します。</li> </ul>	

### 6-2 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

災害時連携体制の整備	
総合計画 V -10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するため、協力業者や他自治体との応援体制を確立するなど、事前からの人員確保と連携体制の整備を図ります。</li> </ul>	

ごみ処理体制の充実	
総合計画 V-10-2	廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては、人口減少社会を見据えた持続可能な汚泥処理を行うため、下水浄化センターとの共同化を進めます。それまでの間、計画的な修繕により長寿命化を図り、安定的なし尿・浄化槽汚泥処理を行います。</li> <li>・可燃ごみは、ひたちなか・東海クリーンセンターにおいて効率的に処理を行います。また、将来的な大規模広域化を想定した現施設の長期的な運営方針について検討していきます。</li> <li>・不燃ごみ及び資源物については、現在の処理施設及び処理体制を良好に維持します。長期的には、廃棄物処理に関わる動向を踏まえ、広域処理を含めた中で処理のあり方を検討していきます。</li> <li>・小鍋沢最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、次の最終処分方策について検討を行っています。</li> </ul>	

### 6-3 応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ

災害関連マニュアル等の整備 【再掲 1-7, 3-2, 5-1】	
総合計画 I-1-1	生活安全課 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種個別計画の策定や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新していきます。</li> </ul>	

### 6-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

地域防災の取組への支援 【再掲 1-1】	
総合計画 I-1-4	生活安全課, 市民活動課, 地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。</li> <li>・災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>	
▶指標（目標）	防災士登録者数：262人（R7）→360人（R12）

空き家等対策	
総合計画 I-6-3	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家等の対策は、国庫補助事業の「空き家対策総合支援事業」の活用を視野に、ひたちなか市空き家等対策計画に基づき、空き家の「発生抑制」、「有効活用の促進」、「適正な管理がされていない状態の解消」の3つの考えを基本とした、総合的な空き家等対策を推進します。</li> <li>・ 自治会等の地域や関係機関等との連携により、空き家等対策を推進します。</li> </ul>	

NPO などとの協働（市民交流センターの運営支援及び利用促進）	
総合計画 VI-1-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民交流センターの利用促進を図るため、コミュニティギャラリーの利用について広く周知するとともに、勝田駅東口の公共広場を活用した市民交流センター祭りやキャンドルナイトなど関係団体の協働によるイベントを充実し、市民の交流機会の増加に努めます。</li> </ul>	

自治会活動の支援	
総合計画 VI-2-1	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会連合会や各自治会の活動を引き続き支援するとともに、加入促進動画やリーフレットを活用しながら、自治会の役割や地域活動の重要性・必要性の理解促進と自治会の加入促進に努めます。また、自治会役員や担い手の確保のため、自治会の負担軽減に取り組むほか、事業者や団体との連携など、今後の自治会運営について検討していきます。</li> <li>・ 自治会未結成地区については、近隣自治会やコミュニティ組織を通じて自治会の必要性・重要性を周知し、自治会結成の気運の醸成を図ります。</li> </ul>	
▶ 指標（目標） 自治会加入世帯数：33,171 世帯（R7）→ 33,200 世帯（R12）	

コミュニティ活動の支援	
総合計画 VI-2-2	市民活動課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の拠点であるコミュニティセンターの運営を支援するとともに、引き続き各施設の状況に応じた修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進む施設については、地域活動拠点のあり方を含め、複合化・多機能化などについても検討します。</li> </ul>	

### 6-5 風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

---

風評被害の防止	
総合計画Ⅱ-6-1	商工振興課, 観光振興課, 農政課, 水産課
・災害時及び災害後の消費者等の過剰反応による風評被害を防ぐため, 正確な被害情報の収集と, 迅速かつ的確な情報発信を図ります。	

## 2. 施策の重点化

施策の重点化・優先順位付けについて、基本計画を参考として、リスクシナリオ単位で重点化を図るものとします。本計画では、人命の保護を最優先とし、他のリスクシナリオへの効果、施策の影響の大きさ・緊急性など、以下の点を勘案し、重点化・優先すべき取組を選定しました。

### 施策の重点化の視点

- 他のリスクシナリオへの効果：複数のリスクシナリオの回避にも繋がる施策効果の大きさ。
- 影響の大きさ：施策を講じない場合の生命・財産、社会経済システムへの影響の大きさ。
- 緊急性：大規模被害に直結するなどの緊急度の高さ。
- 進捗度：施策の目標指標への到達程度。

表 5.1 ひたちなか市の施策を重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-2	住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	不特定多数が集まる施設等における大規模火災や大規模延焼火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-5	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-6	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止	2-1	救助・救急、医療活動の長期停滞、停止
		2-2	劣悪な避難生活環境、避難者の健康・心理状態の悪化、感染症の拡大
		2-3	食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
4	経済活動の機能維持	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワークの確保と早期復旧	5-1	災害時の情報サービスの機能停止や、情報伝達の不備による避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-3	電気・ガス・燃料などの長期供給停止
		5-4	上下水道施設の長期間の機能停止

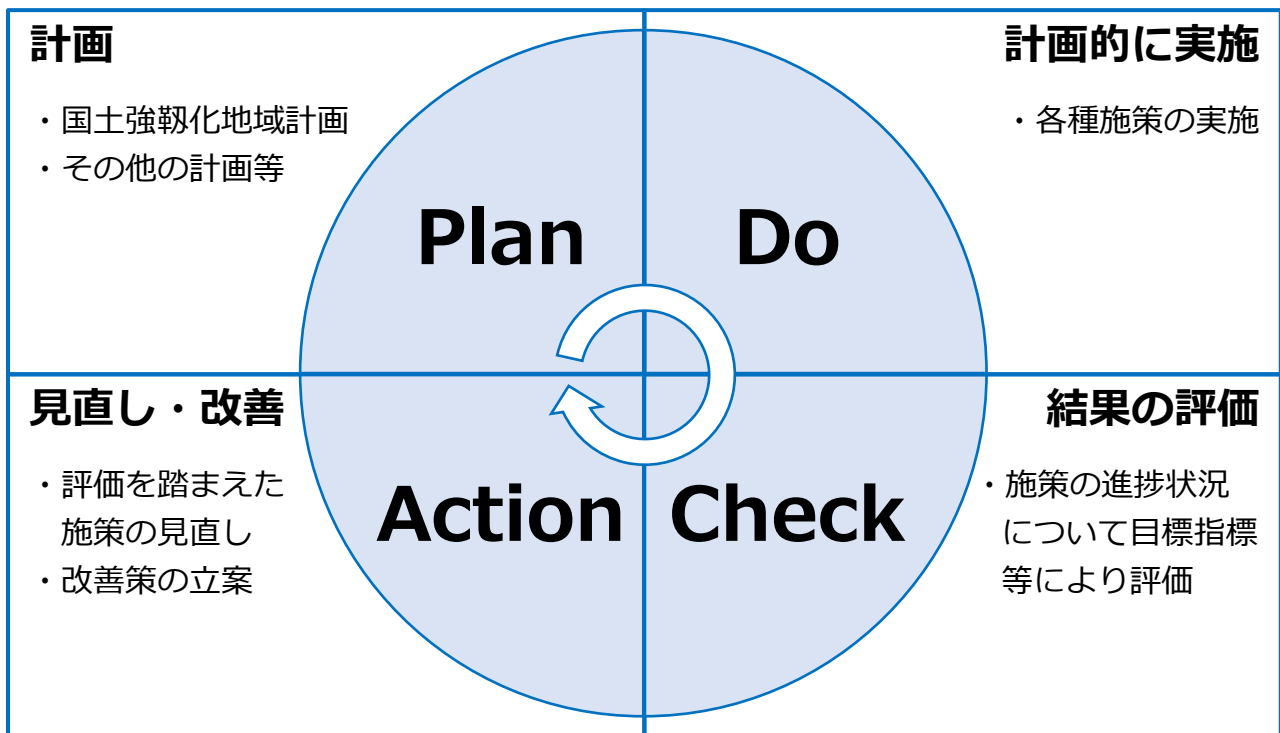
## 第6章 計画の推進と進捗管理

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び茨城県の強靱化施策の進捗状況、本市の総合計画、地域防災計画等の見直しなどを考慮しつつ、適宜見直しを行うこととします。また、毎年度の進行管理を行う中で、以下の主な観点による評価を行い、新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても必要な見直しを行います。

- 施策の目標指標に対する進捗度合
- 訓練や新たな災害等による課題・教訓
- 関係法令や関連計画の見直し事項

以上によるP D C Aサイクルの取組により、強靱化の着実な推進を図ります。

なお、本計画は、ひたちなか市の他の分野別・個別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合を図るものとします。



# ひたちなか市国土強靱化地域計画

## 資料編



資料1 指標目標一覧

目標指標一覧

指標	施策	リスクシナリオ	数値等		重点化
			現状(R7)	目標(R12)	
総合防災訓練への参加者数	災害への備え(総合防災訓練の実施及び課題の検証)	1-1, 1-7, 3-2, 5-1, 5-2	7,000人	8,250人	○
防災士登録者数	地域防災の取組への支援	1-1, 6-4	262人	360人	
自主防災会の訓練実施率	防災意識の啓発	1-1, 1-4, 1-5, 1-6	100%	100%	○
住宅の耐震化率	住宅, 建築物の耐震化	1-2	89.2%	97%	○
都市計画道路の整備率	市道等の整備(交通ネットワークの強化, 長寿命化への対応)	1-2, 2-1, 4-1, 5-5	93.0%	94.0%	○
橋梁の補修率	市道等の整備(交通ネットワークの強化, 長寿命化への対応)	1-2, 2-1, 4-1, 5-5	6.8%	16.2%	○
火災による死者数	消防体制の強化	1-3	1人	0人	○
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	避難行動要支援者対策の推進	1-4, 1-5, 1-6	66.7%	100%	○
中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策(進捗率)	河川・雨水幹線の整備	1-4, 1-5, 1-6, 1-7	65.5%	100%	○
協定締結自治体との協議のフォローアップ率	災害時連携体制の確立(災害時応援協定)	2-1, 2-2, 2-3, 3-1, 3-2, 6-1	100%	100%	○
安定的な救急救命士の年間養成人数	救急体制の強化	2-1	2人	2人	○
人口10万人当たりの医師数	医療体制の構築(医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望)	2-1	142.6人	212.3人	○
乳幼児予防接種の接種率	感染症予防対策	2-2, 2-5	97.4%	98.0%	○
防災備蓄量＝食料備蓄量/{(3日間の想定避難者数×3食×1.2)×0.45}×100	備蓄の強化(防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄)	2-3	80.0%	100%	○
配水管の耐震化率	上水道の整備(配水管の布設替え)	2-3, 5-4	48.7%	53.6%	○
非常用発電機能を装備した公用車(ハイブリッド車等)の導入	非常用電源の確保	3-1, 5-3	6台	8台	○
安全・安心メール及び市の公式SNS(LINE・X)の登録件数	災害時の情報伝達手段の整備	5-1, 5-2	57,900件	73,250件	○
飲料水備蓄量/(3日間の想定避難者数×0.5ℓ×3食×1.1)×100	飲料水の備蓄推進	5-4	80%	100%	○
河川環境基準測地点(4地点×12回)における透視度50度以上達成率	合併処理浄化槽(合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発)	5-4	75%以上	75%以上	○
自治会加入世帯数	自治会活動の支援	6-4	33,171世帯	33,200世帯	

## 資料2 事業内容一覧

## 事業内容一覧

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2025)	目標値 (2030)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
都市建設部	道路事業(調整区域)	水戸那珂湊線	磯崎町～阿字ヶ浦町	事業中	事業継続	2028～		県
	道路事業(調整区域)	那珂湊那珂線	金上～三反田	事業中	事業継続	2028～		県
	道路事業(調整区域)	水戸勝田那珂湊線(救農橋)	中根	事業中	事業継続	2028～		県
	道路事業(調整区域)	常陸那珂港山方線(水戸外環状道路)	東海村照沼～東海村船場	事業中	事業継続	2028～		県
	道路事業(調整区域)	昭和通り線	道路改良 馬渡工区(0.7km)	2025以降着手	-	2028～	880	市
	道路事業(調整区域)	東中根高場線	道路改良(橋梁工事含む)三反田工区(1.7km)	2025以降着手	事業継続	2028～		県,市
	道路事業(調整区域)	東中根高場線	道路改良(橋梁工事含む)金上工区(0.6km)	2025以降着手	-	2028～		未定
	道路事業(調整区域)	市道湊1-10号線((仮)東西道路)	道路改良 県道水戸那珂湊線～和田町常陸海浜公園線(2.7km)	検討中	-	-	1,250	市
	道路事業(市街化区域)	阿字ヶ浦海岸線	道路改良 (0.6km)	2025以降着手	-	2028～	1,300	市
	道路事業(市街化区域)	昭和通り線	道路改良 中根工区(0.2km)	2025以降着手	-	2028～	440	市
	道路事業(市街化区域)	東中根高場線	道路改良 高場～足崎工区(3.0km)	2025以降着手	-	2028～	6,000	未定
	道路事業(市街化区域)	佐和停車場高野線	道路改良 高野工区(0.5km)	2025以降着手	-	2028～	760	市
	道路事業(市街化区域)	東石川長砂線	道路改良 中根工区(0.7km)	2025以降着手	-	2028～	1,400	市
	道路事業(市街化区域)	武田堀口線	道路改良 堀口工区(0.1km)	2025以降着手	-	2028～	500	市
	道路事業(市街化区域)	(仮)那珂湊高校通り線	道路改良 釈迦町～山ノ上町(0.2km)	検討中	-	-	500	市
	都市再生整備計画事業	勝田駅周辺地区	新中央図書館整備等	事業中	完成	2028	5,041	市
	都市防災推進事業	ひたちなか市防災子ども安全まちづくり計画(その2)	道路拡幅, 公園整備等	事業中	完成	2028	260	市
	市街地整備事業	東部第1土地区画整理事業	103.0ha	事業中	事業継続	2028	14,415	市
	市街地整備事業	東部第2土地区画整理事業	106.8ha	事業中	事業継続	2047	18,000	市
	市街地整備事業	佐和駅東土地区画整理事業	56.7ha	事業中	事業継続	2036	16,920	市
	市街地整備事業	武田土地区画整理事業	48.7ha	事業中	事業継続	2031	17,580	市
	市街地整備事業	六ッ野土地区画整理事業	103.4ha	事業中	事業継続	2034	17,646	市
	市街地整備事業	阿字ヶ浦土地区画整理事業	83.4ha	事業中	事業継続	2041	15,524	市
	市街地整備事業	船窪土地区画整理事業	19.1ha	事業中	事業継続	2033	6,090	市
	公園事業	平磯公園	公園整備 0.26ha	2026着手	完成	2027	32	市
	公園事業	(仮称)市毛南公園	公園整備 0.2ha	2027着手	完成	2028	76	市
公園事業	津田第2公演	公園施設整備 0.3ha	事業中	完成	2025	12	市	

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2025)	目標値 (2030)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
都市建設部	公園事業	芝野公園	公園整備 0.7ha	2027着手	完成	2027	91	市
	公園事業	(仮称)阿字ヶ浦1号公園	公園整備 0.25ha	2028着手	完成	2028	33	市
	公園事業	東中根第1公園	公園施設整備 0.3ha	事業中	完成	2025	6	市
	公園事業	幸町児童公園	公園施設整備 0.3ha	2027着手	完成	2027	10	市
	公園事業	湊公園	公園施設整備, 樹木伐採等 2.6ha	事業中	—	2030~	450	市
	公園事業	親水性中央公園	公園施設整備, 樹木伐採等 17ha	事業中	完成	2028	750	市
	老朽化・耐震対策事業	市道1級14号線(大島陸橋)	橋梁修繕工事	事業中	完成	2026		市
	老朽化・耐震対策事業	市道湊中部地区32号線(あさひ橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2027		市
	老朽化・耐震対策事業	市道津田・枝川地区223号線(無名橋42)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2027		市
	老朽化・耐震対策事業	市道1級2号線(高場跨線橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2030		市
	老朽化・耐震対策事業	市道湊西部地区118号線(無名橋N0003)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2030		市
	老朽化・耐震対策事業	市道1級13号線(大川橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2030		市
	老朽化・耐震対策事業	市道馬渡・中根地区509号線(ひたちなか大橋)	橋梁修繕工事	新規着手	完成	2030		市
	上下水道局	河川事業	一級河川那珂川	河川改修(11.6km)	事業中	事業継続	2028~	
河川事業		一級河川早戸川	河川改修(6.4km)	2020着手	全線完成(暫定)	2022		県
河川事業		一級河川中丸川	河川改修(7.7km)	事業中	事業継続	2028~		県
河川事業		一級河川大川	河川改修(2.7km)	事業中	事業継続	2028~		市
河川事業		一級河川本郷川	河川改修(1.2km)	2025以降着手	—	2028~		県
河川事業		普通河川本郷川	河川改修(5.0km)	2025以降着手	—	2028~		市
河川事業		準用河川おさえん川	河川改修(1.8km)	2025以降着手	—	2028~		市
河川事業		準用河川下江川	河川改修(0.64km)	2025以降着手	—	2028~		市
河川事業		準用河川鳴戸川	河川改修(1.6km)	2025以降着手	—	2028~		市
河川事業		普通河川旧早戸川	河川改修(0.6km)	2025以降着手	—	2028~		市
河川事業		普通河川新川	河川改修(5.7km)	2025以降着手	—	2028~		市
下水道事業(浸水対策)		高場排水区	雨水管きよ整備(7.3km), 調整池等	事業中	事業継続	2028~		市
下水道事業(浸水対策)	大島排水区	雨水管きよ整備(3.9km)	事業中	事業継続	2028~		市	
下水道事業(浸水対策)	本郷排水区	雨水管きよ整備(1.5km)	事業中	事業継続	2028~		市	
下水道事業(浸水対策)	那珂川第1・2排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028~		市	
下水道事業(浸水対策)	那珂川第3・4排水区	雨水管きよ整備(2.1km)	事業中	事業継続	2028~		市	
下水道事業(浸水対策)	早戸川右・左岸排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028~		市	

所管	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2025)	目標値 (2030)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体
上下水道局	下水道事業(浸水対策)	おさえん川右・左岸排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	中丸川排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	新川第1・2・3・4・5・6・7・8排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	早戸川排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	常陸那珂排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	阿字ヶ浦排水区	雨水管きよ整備(1.4km)	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	磯崎第1・2排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	平磯第1・2・3排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	殿山排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	牛久保排水区	雨水管きよ整備	2025以降着手	—	2028～		市
	下水道事業(浸水対策)	那珂湊第1排水区	雨水管きよ整備(0.6km)	事業中	事業継続	2028～		市
	下水道事業(地震対策)	全体計画に定める処理区及び排水区, 下水浄化センター, 中継ポンプ場	下水道施設の耐震化	工事中	事業継続	2030～	1,540	市
	下水道事業(老朽化対策)	全体計画に定める処理区及び排水区, 下水浄化センター, 中継ポンプ場	下水道施設の改築	工事中	事業継続	2030～	10,000	市
	下水道事業(未普及解消)	南部処理区, 流域処理区	汚水管きよ整備 南部処理区3,912m 流域処理区15,320m	工事中	事業継続	2030～	3,050	市
下水道事業(耐水化対策)	下水浄化センター及び湊中継ポンプ場	下水道施設の耐水化	工事中	事業継続	2030～	200	市	
教育委員会	構造上危険な状態にある建物の改築			検討中	—	—		市
	長寿命化改良事業	埋蔵文化財調査センター	受変電設備改修, 外壁改修, LED化, エアコン更新	事業着手済み	事業継続	2030		市
	大規模改造(質的整備)			事業着手済み	事業継続	—		市
	学校統合に伴う既存施設の改修			検討中	—	—		市
	学校給食施設の新増築			事業着手済み	完成	2027		市
	学校給食施設の改築			事業着手済み	完成	2027		市
	防災機能の強化に関する事業			事業着手済み	事業継続	—		市
学童クラブ施設の新改築, 修繕事業			事業着手済み	事業継続			市・民間	



# ひたちなか市国土強靱化地域計画

令和8年3月改定

編集発行

ひたちなか市市民生活部生活安全課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111 (代表)